

第 58 回国連婦人の地位委員会記録

房野 桂 作成

2014 年 3 月 10 日(月)午前 第 2 回会議

委員会副議長(グルジア)会期を開会

役員選出(議事項目 1)

議長選出

Libran Cabactulan(フィリピン)を第 58 回会期の議長に選出

議長(Libran Cabactulan)ステートメント

女性と女兒のために結果を出すという国際社会の集团的公約は、これまで以上に緊急の問題である。これからの任務は、「ミレニアム開発目標」を達成するために女性と女兒によって遂げられた進歩を評価すること及びギャップと課題を強調することである。率直で、開かれた議論を要請する。委員会は、目標の期限までに残っている時間内に、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の促進された達成に決定的な貢献をしなければならない。ジェンダー平等(男女共同参画)と女性のエンパワーメントを達成するための具体的で実際的な勧告を出して、強力な成果を確保するために、この機会を捉えるよう利害関係者たちに要請する。

そのような進歩が遅く不均衡な状態で、女性を貧困撲滅、持続可能な開発、人権及び平和と安全保障の担い手であり、受益者でもあるようにするためには、革新的取組が必要とされる。

委員会の作業の多くは優先テーマに重点を置くが、2011 年の合意結論の実施における進歩も評価する。今年は、委員会は、科学・技術、教育・訓練、仕事と雇用におけるジェンダー平等を確保する際の進歩を調べる。委員会は、興味深い事例と残る課題を強調することになる。変化を起こすような政治的意思と公約を示してくださるよう皆様に要請する。

事務総長(潘基文)ステートメント

ジェンダー平等とエンパワーメントは、「ミレニアム開発目標」の達成と 2015 年以降の開発アジェンダの立案の基本である。女性は長い道のりをたどってきたが、すべきことはまだまだたくさん残っている。より多くの女兒が学校に通っているが、世界は、教育におけるジェンダー格差をなくすことから程遠い。重点は、質の高い教育と 21 世紀の雇用市場に向けて女性と女兒を準備させることに置かれなければならない。実際、女性は、賃金が低く、労働条件も悪く、労働法の保護もなく、脆弱な雇用状況に置かれる可能性がより高い。女性指導者のいる会社は業績が良いことを調査が示しているにもかかわらず、女性は、同じ仕事に対して男性よりも未だに稼ぎが少なく、企業の指導的地位にはほとんどいない。

私たちは、工場から理事会まで、女性の才能、スキル、エネルギーを育成し、含める行動と政策を必要としている。あらゆるレベルの代表に根深い不平等が根強く続いているので、政府の中にもより多くの女性が必要である。国連では、私はジェンダー平等と女性のリーダーシップにコミットしており、軍縮、平和構築、平和維持支援の長もそうであるように、開発、人権、人道担当官のトップは女性である。女性が部隊を扱うことはできないという世界の認識にもかかわらず、南スーダン、コートジボワール、リベリア、キプロス及びハイティで何千もの部隊を指揮している 5 名の女性がいる。さらに、私は、コンゴ民主共和国の初めての女性和平折衝者としてメアリー・ロビンソンを任命した。

公衆衛生(下水処理)が、進歩が遅れている領域の一つであり、毎年 80 万人以上の子どもが不必要に下痢で亡くなっている。加えて、10 万人以上の人々が戸外で用をたしており、これがなくなれば、安全で清潔なトイレの欠如のために性的虐待の危険をおかす女性と女兒の安全が高まるであろう。学校での適切な公衆得改正施設も、女兒の通学がかなり高まること示されている。もう一つの重要な重点領域は、妊産婦保健と子ども保健であり、あまりにも多くの子どもたちが、5 歳未満で不必要に亡くなっており、あまりにも多くの女性が、妊娠関連の原因で日常的に亡くなっているが、これらほとんどが開発途上国で起こっている。

国連は、サービスを欠いているあまりにも多くの女性と女兒に、性と生殖に関する健康サービス

を提供する際に各国政府を手助けすることにコミットしている。より多くの若い女性が男性よりも HIV に感染しているので、私たちは彼女たちの性と生殖に関する権利を確保しなければならないことを強調する。女性に対する暴力が HIV への対応を蝕み、いたるところの社会に口では言えないほどの損害を与えている。男性には果たすべき重要な役割があり、だからこそ私は、このような虐待に対して声を上げるために男性リーダーのネットワークを設立したのである。皆さんには目前に重要な任務がある。2015 年に至るまでに、女性と女兒の声を話題にするために、今日ここにいる方々の知恵と公約を私は当てにしている。私たちは、あらゆる形態のジェンダー不平等をなくすまで、万人のための尊厳ある世界を達成することはできない。

他の役員を選出

議長は、以下のビューロー・メンバーが副議長として、第 1 回会議で選出されていることを委員会に思い出させた：第 58 回会期のために、Ms. Neli Shiolashvilli (グルジア)、第 58 回・59 回会期のために、Ms. Christine Loew (スイス)。

委員会は 2 年の任期で、Mr. Mohamed Elbahi (スーダン) 及び Carlos Garcia Gonzalez 閣下(エルサルヴァドル)を選出した。Mr. Elbahi は、2 年の任期で、委員会の報告者もと務める。

女性の地位に関する通報作業部会の残る委員の任命

議長は、第 1 回会議で、委員会が第 58 回委員会(2014 年)のために、通報作業部会の委員として、Ms. Bernadette S. Ntaba Kadyamusuma (ジンバブエ)を任命したことを委員会に思い出させた。委員会は、第 58 回・59 回会期(それぞれ 2014 年と 2015 年)の通報作業部会の委員として、Ms. Galina Khvan (ロシア連邦)及び Ms. Noa Furman (イスラエル)も任命した。

委員会は、第 58 回・59 回会期(それぞれ 2014 年と 2015 年)の通報作業部会の委員として、Mr. Bruno Santos de Oliveira (ブラジル)と Mr. Mustafizur Rahman (バングラデシュ)を任命した。

議事及びその他の組織上の問題の採択

委員会は、その暫定議事(E/CN.6/2014/13)を採択し、もし会期中に必要なならば、さらなる調整がなされるとの理解に基づいて、その作業組織(E/CN.6/2014/1/Add.1)を承認した。

委員会は、高官ラウンド・テーブルとパネル討論の司会者の概要が会期に関する報告書に反映されることで合意した。

第 4 回世界女性会議と「女性 2000 年:21 世紀のジェンダー平等、開発、平和」と題する第 23 回特別総会のフォローアップ(項目 3)

委員会は、議事項目 3 全体の検討を開始した。

委員会は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関事務次長・国連ウィメン事務局長、及び女子差別撤廃委員会議長の議題紹介ステートメントを聴いた。

Phumzie Mlambo-Ngcuka ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関事務次長・国連ウィメン事務局長

今週は、今会期がいたるところにいる女性の勝利となるであろうという楽観主義の気分で始まった。女性の平等は万人のための進歩であり、ジェンダー平等なくしては貧困撲滅も持続可能な開発も達成できない。今会期のテーマは、蓄えて前進の準備をするということに関するものである。今後のより良好な成果のために、こうむった支出と得た利益が女性と女兒に後戻りしない建設的な影響を与えることを保障することが極めて重要である。2015 年以降の期間が大飛躍を遂げ、女兒は私たちが飢餓、虐待、土地の無所有、非識字との闘いを闘ってくれるものと期待しているので、女兒の生活が永久に変化することができるとの大きな期待がある。女性差別を永久になくすことが、今世紀初めの業績でなければならない。

「ミレニアム開発目標」が女性のエンパワーメントに向けた行動をにわかには活気づけたことは間違い

なく、極度の貧困は、世界のいくつかの部分では、1990年の47%から2010年の22%にまで半減された。教育資源が最も乏しい国々は、かなり教育の残務を減らすことができている。教育、特に中等教育は、女兒を労働市場のために準備させるために極めて重要である。しかし、ジェンダー平等のあらゆる側面が対処されない限り質は達成されないであろう。乳幼児死亡率の減少における進歩は、2015年までに3分の2の減少が期待されている。それでも毎日800名の女性が、出産関連及び構造的ジェンダー不平等による併発症のために亡くなっており、これがHIV/エイズとの闘いを損なってきた。約21億人の人々が清潔な飲用水へのアクセスを達成したが、女性と女兒は、未だにアクセスを欠いている地域で水運びの責任を担っており、何百万人もが未だに不適切な公衆衛生(下水処理)と取り組んでいる。開発資金提供への女性のアクセスの欠如も懸念される。

2014年5月から2015年5月まで、委員会は、遂げられた進歩に関する国内及び地域の報告書につながる、「北京行動綱領」の12の重点領域のそれぞれを見直し、その結果は、2015年9月の総会会期中に提出されるであろう。ジェンダー平等は女性だけに任せておくことはできないので、男性と男児も、挑戦する重要な役割を持つ。3日前、「北京+20」への途上で、国連ウィメンは、「彼女に代わって彼を」キャンペーンを開始したが、これは、この目的に向かって男性と男児の関わりを提唱するものである。このキャンペーンは、ソーシャル・メディアを通して、すでに1,800万人の人々に届いている。女性と女兒に対する暴力は、「ミレニアム開発目標」から省かれてきたが、2015年以降の開発アジェンダからは省くことはできない。女性の性と生殖に関する権利は、支持されなければならない。同様に重要なのが、女性と女兒の教育、訓練、科学技術へのアクセスである。大胆な行動が進められる必要があり、女性と女兒の生活を変革する強力な前途を見通した文書を達成するよう加盟国に要請する。明日は今日よりも良くなることを保障しなければならない。

Nicole Ameline 女子差別撤廃委員会議長

もし開発が平等な権利と機会という大義に役立つものでないとしたら、開発の目的はいったい何なのか。実際、基本的権利の尊重なしには持続可能な開発はあり得ず、今こそ法の支配の尊重と差別の撤廃を通して初めて達成できる実体的平等の約束を果たす時であることを強調する。「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」は、唯一の国際的に法的拘束力を持つ女性の権利条約として、こういった努力の基礎を提供している。

今年の第57回女子差別撤廃委員会は、「2015年以降の開発アジェンダと女子差別撤廃」に関するステートメントを採択したが、これは、女性を社会経済的進歩、平和、安定の牽引力として、その作業への人権に基づく取組を要請するものである。私は、2015年以降のアジェンダにジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する独立した目標を提唱し、非差別への公約が、すべてのターゲットを通して主流化されるべきであると思う。さらに、目標は、普遍的なものでなければならず、性的暴力とジェンダーに基づく暴力に関する性別データのみならず、女性と女兒が直面している状況を捉える指標に配慮がなされなければならない。

女子差別撤廃委員会は、ジェンダー平等目標の要素を強化するために、第69回総会中に、ジュネーブとニューヨークで2つの専門家会議を開催する。すでに女子差別撤廃委員会は、紛争防止、紛争及び紛争後の状況における女性に関する一般勧告第30号(2013年)を採択しているが、これはイラクとシエラレオネに関する最近の総括所見採択において大変役立ち、シリアと中央アフリカ共和国との対話の特徴づけるであろう。昨年、女子差別撤廃委員会は、6つの事件の不許可の決定を採択し、その2つに侵害がなかった。

一般討論

ボリヴィア多民族国家(G77/中国を代表)、ギニアビサウ(アフリカ・グループを代表)、ギリシャ(欧州連合、候補国モンテネグロ、セルビア、安定協会プロセス国、候補可能国アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、並びにウクライナ、モルドヴァ共和国、アルメニア、グルジアを代表)、コスタリカ(ラテンアメリカ・カリブ海諸国を代表)、ガイアナ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、ドミニカ共和国(中央アメリカ女性課題大臣統合システム協議会を代表)、マラウィ(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表)、インドネシア(東南アジア諸国連合(ASEAN)を代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(南部共通市場(MERCOSUR)を代表)、ギニア(イスラム協力団体(IOM)を代表)、イラン・イスラム共和国、ガンビア、ポーランド

3月10日(月)午後 第3回会議

項目 3(a) 重大問題領域の戦略目標とさらなる行動とイニシャティヴの実施

(i) 優先テーマ: 女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の実施における課題と成果 並行高官ラウンド・テーブル

ラウンド・テーブル A

開会ステートメント: 委員会議長

参加国: アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アンティグア・バーブダ、アルゼンチン、オーストラリア、アゼルバイジャン、バーレーン、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ・ダルサラーム国、ブルガリア、カーボヴェルデ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、チリ、コモロ、コンゴ、キューバ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、赤道ギニア、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ガンビア、グルジア、ドイツ、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ハイティ、ホンデュラス、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、ヨルダン、キリバティ、クウェート、キルギスタン、ラオ人民民主主義共和国、リビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マラウイ、モルディヴ、マリ、マルタ、モーリシャス、ミクロネシア連邦国家、モナコ、モンゴル、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ネパール、オランダ、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パナマ、パラグアイ、フィリピン、ポルトガル、カタール、韓国、ロシア連邦、ルワンダ、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、サントメプリンシペ、サウディアラビア、セルビア、シンガポール、スロヴェニア、ソロモン諸島、南スーダン、スワジランド、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トンガ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、米国、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、ホーリーシー

意見交換対話参加国: イタリア、オーストラリア、フィンランド、韓国、スロヴェニア、アゼルバイジャン、米国、ウガンダ、ポルトガル、モザンビーク、スイス、ガンビア、ブラジル、モンゴル、アルゼンチン、ノルウェー、インドネシア、パラグアイ、ナイジェリア、フィリピン、パナマ、ソロモン諸島、キューバ及びエルサルヴァドル

参加オブザーヴァー: 欧州連合

コメント・質問に対する回答: Ms. Frances Raday 女性差別に関する作業部会議長, Ms. Lakshmi Puri 国連ウィメン副事務局長

まとめ: 委員会議長

ラウンド・テーブル B

開会ステートメント: 委員会副議長(エルサルヴァドル)

参加国: アンドラ、アルメニア、オーストリア、バハマ、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルキナファソ、ブルンディ、カメルーン、カナダ、中国、コロンビア、コスタリカ、コーディヴォワール、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、朝鮮民主人民共和国、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブティ、ドミニカ、エジプト、エリトリア、エチオピア、ガボン、ギリシャ、グレナダ、ギニアビサウ、グアイアナ、ハンガリー、アイスランド、インド、イラン・イスラム共和国、イラク、イスラエル、ジャマイカ、カザフスタン、ケニア、ラトヴィア、レバノン、リベリア、リヒテンシュタイン、マレーシア、マーシャル諸島、モーリタニア、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、ナウル、ニュージーランド、ニカラグア、オマーン、パキスタン、パプアニューギニア、ペルー、ポーランド、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セントキッツ・ネヴィス、サモア、サンマリノ、セネガル、セイシェル、シエラレオネ、スロヴァキア、ソマリア、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スウェーデン、シリア・アラブ共和国、タジキスタン、タイ、東ティモール、トーゴ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、トゥヴァル、英国、タンザニア連合共和国、ウズ

ベキスタン、ヴァヌアトゥ、イエーメン、ザンビア、ジンバブエ、パレスチナ

意見交換対話参加国: トルコ、マレーシア、イラン・イスラム共和国、ペルー、エリトリア、ニュージーランド、コスタリカ、エジプト、ギリシャ、ニカラグア、メキシコ、テュニジア、モロッコ、ブルキナファソ、パキスタン、サモア、スペイン、デンマーク、中国、スーダン、ボリヴィア多民族国家、スウェーデン

コメント・質問に対する回答: Ms. Amina Mohammed 2016年以降のアジェンダに関する事務総長特別顧問、Gita Sen 教授 DAWN

まとめ: 委員会副議長(エルサルヴァドル)

ラウンド・テーブル議長概要(E/CN.6/2014/INF/2)

1. 2014年3月10日に、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の実施における課題と成果に関する高官ラウンド・テーブルを開催した。高官ラウンド・テーブルは、国内の経験、学んだ教訓及び好事例の分かち合いに重点を置いた。討議ガイドが、意見交換対話のための枠組みを提供した。

2. 高官ラウンド・テーブルは、多数の参加者の間で意見交換ができるように、2つの並行するセッションで開催された。委員会議長の Lobran Cabactulan と副議長の Carlos Garela Gonzalez がセッションを司会した。会議は、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の実施における課題と成果に関する短いビデオの上映で始まった。総計 46 か国の政府の代表が、欧州連合の代表と同様にステートメントを行った。国連システムと非政府機関の以下の招待された代表が意見交換対話に参加した、つまり、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の副事務局長 Lakshmi Puri、法律と慣行における女性差別の問題に関する作業部会議長の Frances Raday、ポスト 2015 年開発企画に関する事務総長特別顧問の Amina Mohammed 及びドーン の Gita Sen であった。

3. 発言者たちは、「ミレニアム開発目標」の達成において、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの重要性を再確認した。「目標」の達成に向けてかなりの進歩が遂げられたが、ジェンダー平等と女性の権利に関する全体的な進歩は依然として不均衡であった。「目標 1」の下での極度の貧困と飢餓の根絶は、課題が根強く続き、ターゲットが満たされなかった 1 つの領域であった。参加者たちは、国内レベルで行われた様々な貧困削減戦略を通じたある程度の成功を報告した。しかし、重大なジェンダー格差が存在し、貧困の女性化が高まるという結果となっている。貧困根絶が「ミレニアム開発目標」達成とポスト 2015 年の新しい開発アジェンダの核心にあり、「目標 1」のジェンダーの側面が対処されない限り、目標に応える際の進歩が止まってしまうという合意があった。

4. 参加者たちは、女兒の初等教育に関してかなりの進歩が遂げられ、「ミレニアム開発目標」は、この問題が世界的に注目されていることを保障するものと信じられていた。参加者たちは、とりわけ都会及び農山漁村地域での女兒のための訓練、無償の教育と教科書のような女兒の教育に重点を置いた国内教育政策における好事例に言及した。初等教育におけるジェンダー同数は達成されているが、地域的・社会経済的格差がみられ、女兒の中等・高等教育に関する進歩は未だに遅れていた。さらに、参加者たちは、就学率はかなり高まったものの、教育の質は、カリキュラムと学習、並びに女兒のための施設の不適切さを含め、安心・安全の点で未だに問題であった。参加者たちは、中等・高等教育及びあらゆるレベルの教育の質に関する進歩の欠如が次の世代の女兒と若い女性にかなりの危険を呈していることに懸念を表明した。

5. 保健関連のターゲットに応える際の進歩はまちまちであった。子ども死亡率の削減に関する「目標 4」と妊産婦保健の改善に関する「目標 5」に関しては、参加者たちは、助産師の訓練、無料の健康診断及びその他のサービス、予防接種プログラム及び地域社会レベルでの実施のような保健ケア・サービスの提供におけるいくつかの好事例を強調した。ある程度成功したプログラムにもかかわらず、多くの参加者たちは、HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病との闘いに関する「目標 6」が満たされなかったと述べた。保健関連のターゲットに応える際の進歩は、「ミレニアム開発目標」の中で性と生殖に関する健康と権利の問題が明確または適切に対処されていないために、遅かったのではないかと述べられた。

この問題は、もし開発目標が達成されるべきものならば、ターゲットを決める際に考慮に入れられなければならない。

6. 「ミレニアム開発目標」を達成する際の女性と女兒のための進歩は、しばしば、普遍的にアクセスできる公衆衛生、社会的保護及び質の高いインフラを優先することを通して達成されている。これには、特に中等レベルの質の高い教育、ケア・サービス、女性と女兒に対する暴力に対応する多部門的サービス及び生涯のあらゆる段階での性と生殖に関する健康を含めた保健への女性と女兒の権利に対処する保健サービスが含まれた。参加者の中には、女性と女兒のための地方のサービス提供に重点を置く必要性を指摘した者もあった。社会的保護は、女性と女兒に対する「目標」、特に貧困と飢餓、雇用及び子ども保健の領域での「目標」の実施において重要な役割を果たしていた。参加者の中には、低所得の母親、一人親家庭及び高齢者、並びに妊婦としての資格と年金を支援する政策の貢献を強調した者もあった。例えば水と公衆衛生のための質の高いインフラへのアクセスを確保することは、女性と女兒の保健、尊厳及び安全にとって特に重要なものとして明らかにされた。女性と女兒に対する「目標」を実施するためのその他の政策は、エネルギー、電気及び運輸サービスの領域でインフラ開発を優先していた。

7. 参加者の中には、女性のためのディーセント・ワーク(働き甲斐のある、人間らしい仕事)の推進が、正しい社会の創設の基本であると述べた者もあった。この点で、職場での非差別措置、セクシュアル・ハラスメントを禁止する法律、女性と男性双方が仕事と家庭責任を結びつけることができるようにするための圧縮した労働スケジュールのような柔軟な労働取り決めを含めたジェンダーに配慮した政策と行動のような労働市場への女性の参画を増やすための国内レベルでの数多くの努力が語られた。しかし、そのような努力にもかかわらず、ほとんどの参加者が、労働市場でのジェンダー平等は、依然として大きな課題であり、女性と男性との雇用率のかなりの格差が根強く続いていると述べた。女性は非正規雇用にも数も多く、同一価値労働に対してより少ない賃金しか払われていない。この領域でジェンダー平等を達成し、女性に権限を与えるためには、かなりの努力が必要とされるであろう。

8. 参加者たちは、男性と同等な女性の労働市場への参画に対するもう一つの重要な障害に留意したが、それは、土地、その他の財産及び金融資産を含めた資産の欠如であった。これは、「ミレニアム開発目標」の重要な格差であり、認められる必要のある格差と見なされた。発言者の中には、ポスト 2015 年のアジェンダに、金融資産を含めた土地及びその他の資産の女性の所有権と管理を含める必要性を強調した者もあった。中には、女性の金融資産へのアクセスが、少額金融に限られるべきではないことを指摘した者もあった。

9. 参加者たちは、ある国々で用いられている一時的特別措置の結果として、国会及び政党内での女性の数に進歩が遂げられたことを報告した。クオータ制及びその他のアフーマティヴ・アクション措置が、女性の政治参画を高めるための重要で効果的な手段であることが分かった。しかし、世界的には、女性は国会、公共行政、司法及び民間セクターを含め、意思決定プロセスにおいては継続して数が少ない。女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」達成のための重要な要件は、公共機関においても、民間機関においても、あらゆるレベルの意思決定への女性と女兒の参画であった。あらゆる意思決定の場への女性の効果的参画は、質の高いサービスの提供、司法へのアクセス、性と生殖に関する健康と権利の保護及び資源のジェンダーに配慮した管理を含め、女性のニーズと優先事項に適切に対処することに向けて進歩を遂げるために、女性が公共政策と支出の優先事項に影響を及ぼすことができるようになるであろう。

10. 全体的に、グローバルなパートナーシップに関する「目標 8」を達成する努力は、特にジェンダー平等に関する政府開発援助としての貢献が不適切であるために、不適切であったことが認められた。さらなる開発協力、能力開発、好事例の分かち合い及び強化された技術移転の必要性が、説明責任メカニズム及びジェンダーに対応した企画と予算編成に投資し、好事例を規模拡大しこれを見習うためのセクター全体にわたる資金の増額の必要と共に表明された。改善された南南・南北協力と意味あるグローバル・パートナーシップへのかかわりが呼びかけられた。

11. 参加者たちは、「ミレニアム開発目標」が、女性と女兒に対する暴力に対処することができなかった

ことに注意を喚起した。参加者たちは、そのような暴力の個人、家族、社会に対する破壊的結果と暴力が、人身取引、心理的虐待、有害な伝統的慣行及びハラスメントを含めた様々な形態を取り、家庭、職場、学校及びその他の状況で行われているという事実を認めた。女性に対する暴力に対処するために法的・政策的改革が行われてきたが、効果的な実施と施行は、特に地方と地域社会レベルで依然として課題であった。参加者たちは、女性と女兒に対する暴力が、普遍的問題であり、「目に見えない」「ミレニアム開発目標」として、すべての今後の開発枠組にこれを含めることが極めて重要であることで合意した。

12. 参加者たちによれば、「ミレニアム開発目標」は、気候変動、自然及びその他の災害、経済的・政治的危機及び紛争が、女性と女兒に与える不相応な影響への対処が不十分であった。そのような危機と災害は、開発のためのターゲットに応える際の進歩を妨げた。参加者たちは、平和の達成と維持にとっての、平和構築プロセスへの女性の参画の重要性を強調した。参加者たちは、経済と気候正義のターゲットがポスト 2015 年の開発アジェンダで検討されるべきこと、特にジェンダーに対応したターゲットが、ポスト 2015 年の開発アジェンダの持続可能な開発目標の 3 つの側面(社会的・経済的・環境的)にわたって主流化されることを要請した。

13. 参加者の中には、女性と女兒によって行われる無償のケア労働の不相応な割合が、雇用、教育、保健、政治参画を含めたいくつかの領域で女性と女兒の権利の享受を妨げるので、これをジェンダー平等と「ミレニアム開発目標」達成に対する障害として明らかにした者もあった。同時に、例えば水と公衆衛生の領域で「目標」達成における進歩の欠如は、水集めに対して責任をもつのは主として女性であるので、しばしば女性の無償労働の重荷を強化していた。参加者たちは、無償のケア労働をみんなで分かち合うべき社会的責任として認める必要性を強調した。無償のケア労働を減らし、再配分することを目的とする政策には、保育サービス、社会サービス及び仕事と家庭生活を両立させるイニシアティブが含まれた。無償のケア労働は、ポスト 2015 年開発アジェンダと持続可能な開発目標の優先事項として強調された。

14. 世界及び国の平均値に基づいた「ミレニアム開発目標」のターゲットが、多様な形態の不平等を経験している女性と女兒の周縁化されたグループが占める集団と不利な立場全体にわたる達成の不均衡を覆い隠していることが述べられた。所得、地理的位置、年齢、障害及びその他の状況に特化した特徴に基づく不平等は、ジェンダーと重なり合い、周縁化されたグループの女性と女兒に対する「目標」の達成を妨げていた。こういった多様な不平等に対処し、最も周縁化されたグループに対する「目標」の達成を確保し、ポスト 2015 年の開発アジェンダの礎を築くためには、一致した努力が必要であった。

15. 国内開発計画及び貧困削減戦略のような制度的取り決めは、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の効果的実施にとって極めて重要であった。参加者たちは、ジェンダー平等のための資金の増額、ジェンダー分析とジェンダーに対応した予算編成に関する訓練の提供及びすべての関連省庁におけるそのような分析と予算編成の推進を通して制度的能力を強化する必要性を強調した。

16. 監視、評価、データの利用可能性及び説明責任の問題も、かなりの注意を引いた。参加者の中には、ジェンダー統計の欠如が、ジェンダーの視点からの「ミレニアム開発目標」に関する進歩の監視を難しくしていると述べた者もあった。明らかにされた重要な理由の中に、この領域への投資の少なさに関連するジェンダー統計を生み出す国内レベルでの能力の低さがあった。参加者たちは、説明責任、ガバナンス及び適切な監視が、ポスト 2015 年の枠組みの成功の鍵であろうと述べた。「目標」が開発されて以来、ジェンダー統計の利用可能性の点では進歩があったが、国々は未だにジェンダー平等と女性の権利のいくつかの側面に関する適切な基礎データを有していなかった。データ改革が、ジェンダー統計に適切に対処していることを確認するためには、多くの作業が必要とされた。参加者たちは、特に女性に対する暴力と生活時間に関してデータ収集努力を改善する必要性を強調した。

17. 参加者たちは、市民的・政治的・社会的・経済的・文化的権利に注意を引いて、目標期限を超えて女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」を達成するためには、人権の完全享受を確保することが重要であることを強調した。例えば、女性に対する暴力の広がりや、重大な人権侵害となり、持続可能な開発の足を引っ張るものであった。不平等な相続権は、人権侵害であり、女性と女兒が持続可能な開発か

ら平等に利益を受けることを妨げる。あらゆるレベルでの意思決定における女性の声の欠如は、人権侵害であり、「目標」の達成を妨げる。参加者の中には、女性と女兒に対する「目標」の実施と「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」「北京行動綱領」及び安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)のようなジェンダー平等と女性の権利を推進するための既存の国際公約との間の関連性を明確に説明した者もあった。前途を見て、多くの参加者は、ポスト 2015 年の開発アジェンダと今後の持続可能な開発目標が、国際人権責務に根を下ろすことの重要性を強調した。

18. 参加者たちは、女性の人権を保証し、ジェンダー平等を推進し、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」を達成する際の統合力のある法的・政策的枠組の重要性も強調した。憲法を包摂し、人権の原則に基づく強力な法的枠組は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する際に遂げた進歩が、政治的または体制の変化に耐えるものであることを保障する基本であった。各国政府の政治的意思と公約が、法的・政策的枠組がジェンダーに対応したものであり、効果的に実施され、施行されることを保障するために必要とされた。

19. 「ミレニアム開発目標」の教訓に基づいて、ジェンダー平等、女性の権利、女性のエンパワーメント及び今後の持続可能な開発目標とポスト 2015 年の開発アジェンダで対処されるべき横断的問題としてジェンダー平等の包括的統合に関する独立した目標に対して中広い支援があった。参加者の中には、そのような目標が、女性と女兒に対する暴力、子ども結婚と早期・強制結婚、性と生殖に関する健康と権利、資産と生産財への女性のアクセスと管理、あらゆるレベルの質の高い教育への女性の権利、ディーセント・ワークへの女性のアクセスとジェンダー賃金格差、社会保護とサービスへの女性の普遍的アクセス、女性の無償のケア労働の不相応な割合、あらゆるレベルの女性のリーダーシップとパートナーシップを含め、構造的なジェンダー不平等を変えるこれら優先度の高い問題に対処すべきことを強調した。参加者の中には、ジェンダー平等が依然として普遍的課題である、つまりこれを達成した国はないことを強調した者もあった。今後の枠組みは、従って、すべての国のすべての人に当てはまらなければならない。

.....

3月11日(火)午前 第4回会議

項目3

一般討論

キリバティ(太平洋島嶼フォーラムを代表)、フィンランド、モロッコ、フランス、スペイン、ナイジェリア、メキシコ、ガーナ、韓国、ウガンダ、ドミニカ共和国、マリ、オランダ、日本、バハマ、サモア、ザンビア、ジャマイカ、ニュージーランド、南アフリカ、アゼルバイジャン、アイスランド、ルクセンブルグ、エジプト、アフガニスタン、レソト、スロヴェニア、米国

日本のステートメント(石原宏高外務政務官): 私は日本政府を代表して、この重要な会議の要職に就かれたカバクチュラン議長及びビューロー・メンバーに心から祝意を表します。

本年は、来年 2015 年が北京会議から 20 年、そして第 1 回世界女性会議以来 40 年を迎える年となることを視野に、各国がこれまでの取組を振り返り、それを踏まえた貢献を如何に世界と共有するかを考えていく 1 年とすべきと考えます。

現在安倍内閣では、成長戦略の柱の一つとして、「女性が輝く社会」づくりに取り組んでいます。

日本は「女性が輝く」社会づくりを世界にも広げていくことに貢献したいと考えています。安倍総理が昨年の国連総会の一般討論演説で述べたとおり、日本は、途上国支援についても女性の活躍と能力強化に資するような支援を強化し、2013 年以降 3 年間で 30 億ドルを超す ODA を実施いたします。

このような節目の年ともいえる 2015 年は奇しくも貧困の撲滅に向けた「ミレニアム開発目標(MDGs)」の達成期間でもあります。

ポスト 2015 年開発アジェンダにおいては、人間の安全保障の視点に立ち、すべての人が開発の成果を共有する衡平で包摂的な成長が必要です。その視点から、日本はジェンダー平等(訳者注: 外務省仮訳では「男女共同参画」とはなっていない)および女性のエンパワーメントを重視しています。ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジ、UHC の推進も重要です。個別疾病中心から、人間個人を中心に据える発想

に立って、UHC を推進し、多様化する保健ニーズに対応することを目指すべきであり、日本の知見を総動員して世界の保健課題の解決に貢献したいと考えます。

3年前の今日、日本では被害日本大震災が発生し、約1万8千人もの尊い命が奪われました。震災により、日本は多くのことを学びました。東日本大震災において、避難所に授乳や着替えをするための場所がない等、女性が避難生活に困難をきたすことがありました。背景には、防災、災害救援、復旧・復興のあらゆる段階での意思決定に女性がほとんど参画しておらず、男女のニーズの違いを踏まえた対策が不十分だったという問題がありました。この経験から、日本は正常時から、男女共同参画の視点からの災害対策について、関係者が理解しておくことが重要だと学んだのです。

自然災害の発生は防げないが、被害を減らすことはできる。日本は災害に負けない社会を、ジェンダーにも配慮して作ることの重要性を訴え、そして防災技術、システムを世界と共有するため、2015年3月に被災地である仙台で第3回国連防災世界会議をホストします。そして、防災・復興におけるジェンダーの視点や女性の役割の重要性について国際社会が認識を共有するため、この第58回CSWにて、「自然災害とジェンダー」決議を再提出したいと思います。

ご静聴ありがとうございました。

3月11日(火)午後 第5回会議

項目3

委員会は、女性に対する暴力に関する特別報告者及びNGO 婦人の地位委員会議長のステートメントを聴いた。

Rashida Manjoo 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者のステートメント

6月の人権理事会への報告書は、特別報告者の権限で明らかにされたギャップと課題のみならず、国連における開発を強調することになる。最初の10年間は、この権限は、公的領域であろうと私的領域であろうと女性に対する暴力の様々な形態に対する認識を拡大することに重点を置いている。この権限は、女性の生活が暴力を受けないものであることを保障する国家の責務を調べ、実施ギャップを明らかにすることに重点を置いている。

任期中に、特別報告者は、特に女性の人権の視点を通して、明確化が保障された問題に注意を引くテーマ別報告書を提出することにより、前任者の作業を深めた。そのような問題には、暴力被害者のための矯正策と賠償、ジェンダー関連の女性の殺害、障害を持つ女性に対する暴力及び女性の拘禁の結果が含まれる。特別報告者の報告書は、暴力に人権問題として対処する包括的取組を取るための枠組みを提供している。

実際、女性が経験する暴力は、多くの女性がその下で暮らしている従属と抑圧を反映して、多様な、相互に重なり合う差別と不平等に根がある。暴力は、生命への権利を含めた人権の行使に対する障害である。

この一年の作業に関しては、昨年6月に、特別報告者は、女性に対する暴力を撤廃する国家の責任に関する報告書を人権理事会に提出した。相当の注意義務の原則を用いて、この報告書は、行動する国家の責務に関して既存の慣行の全体像を提供している。何が責務を果たすことになるのかを国家が決定するためには、国家は暴力被害者に組織的な相当の注意義務のみならず、個人に対する相当の注意義務を提供しなければならないが、これにはジェンダーに基づく暴力を撤廃するシステムの創設が必要である。

去年の総会への特別報告者の報告書は、女性の拘禁の結果を調べたが、女性は世界中で同様の人権侵害に直面しており、これがその投獄に繋がり、一旦投獄されるとその状態に影響を及ぼす。女性に対する暴力と女性の拘禁との間には強い関連性がある。国家は、犯罪と被害者となることとの構造的な根本原因に対処する責務がある。さらに、国家は、ジェンダーに特化した判決の代替手段を開発するよう奨励される。

国別訪問に関しては、特別報告者は、アフガニスタン、エジプト、ホンデュラス、パレスチナ被占領地、スーダン及び英国から快い回答を受け取った。

「ミレニアム開発目標」は、限られた一連の経済的・社会的指標しか提供しておらず、どれも権利に基づいているものはなく、全てが量的範囲の狭いものであった。持続可能な開発目標の創設は、そのような欠点を矯正する機会である。2015年以降の枠組みの提案は、ジェンダー平等、女性の権利及び女性

のエンパワーメントへの変革的取組、特にこれら問題に関する独立した目標の創設を通じた取組を要請している。

1994年の国際人口・開発会議は、人権のレンズを通して女性の性と生殖に関する権利を認める際の「分水嶺」と呼ばれるが、強制的中絶と女性性器切除を含めたそういった権利のあるものを否定することは、ジェンダー暴力となり、ある場合に中絶を否定することは、残酷で異常な懲罰に当たる。

要するに、暴力と差別から女性と女兒を保護する責任は、国家の究極の責務である。国際社会は、国際的な規範の枠組におけるギャップを調べ、防止と説明責任における法的ギャップに明確に対処しなければならない。国内的には、法的・政策的取組は、説明責任の欠如に対処するように、包括的に実施されないならば変革をもたらすことはないであろう。

Soon-Young Yoon 国際女性同盟・婦人の地位委員会に関する NGO 委員会議長のステートメント

今週のイベントには、訓練ワークショップ、フェア、パネルが含まれるが、金曜日の平和を呼びかけるセカンド・アヴェニュー沿いのマーチもある。毎年、女性運動は、会期を成功させるために、200万ドルの寄付をしている。ジェンダー平等とユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジに関する進歩を規模拡大し、促進するプロセスを含め、広範な問題に対処することを期待している。

一般討論

モザンビーク、マレーシア、ニジェール、英国、エチオピア、ベナン、ニカラグア、カナダ、インドネシア、セネガル、セントキッツ・ネヴィス、オーストラリア、ポリヴィア多民族国家、スウェーデン、ハイティ、カメルーン、クウェート、デンマーク、エリトリア、トーゴ、シエラレオネ、パレスチナ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ノルウェー、トルコ、コスタリカ、ラトヴィア、リトアニア、タイ、ポルトガル、テュニジア、イタリア、セイシェル、グルジア、アルゼンチン、アラブ首長国連邦、キルギスタン、ラオ人民民主主義共和国、フィリピン、ペルー、カンボディア、キューバ

3月12日(水)午前 第6回会議

項目 3(a)(i)

開会: 議長(フィリピン)

経済社会理事会理事長ステートメント: Mr. Sajdik (オーストラリア)

パネル討論 I

テーマ: 女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の実施における課題と成果

司会者: Christine Low (スイス)委員会副議長

パネリスト:

1. Mr. Chrispine Gwalawala Sibande マラウィ Ipas 上級政策顧問
2. Ms. Ursula Schafer-Preuss スtockホルム世界水パートナーシップ議長
3. Ms. Radhika Balakrishnani 女性世界リーダーシップ・センター事務局長・ニュージャージー州、Rutgers 大学、女性学ジェンダー学教授
4. Ms. Virginia Gomes ポルトガル連帯雇用社会保障省、上級社会政策顧問
5. Ms. Isabel Ortis 国際労働機関社会保護部部長

パネリストとの意見交換対話

中国、フィリピン、インドネシア、イラン・イスラム共和国、フィンランド、スイス、韓国、コンゴ民主共和国、ドミニカ共和国、ガンビア、エクアドル、カナダ、ナイジェリア、南アフリカ、チェコ共和国、パナマ、モルディヴ、メキシコ、エジプト、欧州連合、国際救援委員会、国際労働組合連合

パネリスト回答

Mr. Sibande, Ms. Schafer-Preuss, Ms. Balakrishnan, Ms. Gomes, Ms. Ortiz

まとめ: 委員会副議長(スイス)

司会者の概要(E/CN.6/2014/INF/6)

1. 2014年3月12日に、婦人の地位委員会は、「女性と女兒に対する『ミレニアム開発目標』の実施における課題と成果」という第58回婦人の地位委員会の優先テーマに関するパネル討論会を開催した。委員会副議長 Christine Low が討論会の司会をと務めた。パネリストは、Christpine Gwalawata Sibande Ipas Malawi の上級政策顧問、Ursula Schater-Freuss 世界水パートナーシップ議長、Radhika Balakrishnan Rutrers 大学女性世界リーダーシップ・センター事務局長、Virginia Gomes 経済的・社会的・文化的権利委員会委員兼報告者及び Isabel Ortiz 国際労働機関社会保護部部長であった。加盟国、地域グループ及び市民社会の代表が、討論会に貢献した。

2. 意見交換専門家パネルの参加者たちは、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」を実施する際のいくつかの成果、課題、ギャップを明らかにし、ポスト 2015 年開発アジェンダにおいて検討するための優先事項に関するその観点を強調した。討議は、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」に応える際の好事例、学んだ教訓及び課題の例を強調した。

女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」達成における進歩と課題

3. 多くの参加者たちは、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」のあるものの達成、特に初等教育への普遍的アクセスのターゲットについては、進歩が遂げられたと述べた。そういった成果は、初等教育をすべての子どもに対して無料にするといった努力の結果として達成された。参加者たちは、「ミレニアム開発目標」には述べられていない領域、例えば、女性の性と生殖に関する健康、女性と男性の間の平等、子ども結婚及び女性に対する暴力の終結に関する法律のような、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権に貢献する法律と政策の採用を通して、進歩が達成されたとも述べた。

4. しかし、かなりのギャップと課題が依然として残っていた。女性と女兒に対する多くのターゲットに向けた進歩の速度は、依然として受容し難いほどに遅かった。参加者たちは、達成されていない目標の多くが、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに最も関連した目標であることに懸念を表明した。参加者たちは、「ミレニアム開発目標」に関する進歩が、「目標」のターゲットと国際人権基準との間の統合力の欠如のせいで遅かったことも強調した。例えば、参加者の中には、性と生殖に関する健康と権利への包括的取組の不在のために、妊産婦死亡に関連する目標に達する際の重大な課題を述べた者もあった。また参加者の中には、いくつかのターゲットは達成したが、別の領域では進歩がジェンダー平等とはならず、構造的ジェンダー不平等を変えることもなかったことを強調した者もあった。

5. 討議中に提起された重要な課題の一つは、女性が直面している重複し、重なり合う形態の差別に関連していた。そのような重複する差別への注意の欠如が、最も周縁化された女性と女兒のグループに対する「ミレニアム開発目標」達成におけるあからさまなギャップを助長していた。そのような女性差別には、先住民族女性、農山漁村女性、高齢女性及び障害を持つ女性と女兒、並びに性的マイノリティの女性の特別な経験が含まれていた。参加者たちは、こういった女性は政策とプログラムの介入を通して、しばしば到達するのが最も難しいが、こういった女性も、経済的・政治的・社会的な生活への重要な貢献を通して、開発において果たすべき重要な役割があると述べた。

6. 多くの参加者は、広がるジェンダー不平等が、構造的な経済的・政治的・社会的制約のみならず、「ミレニアム開発目標」の枠組み内での社会における差別の底辺にある状況への注意の欠如に関連していることを認めた。これには、法律の実施または施行の欠如、差別的な社会規範及び広がった固定的性別役割分担意識が含まれた。参加者たちは、構造的な原因への注意の欠如は、「ミレニアム開発目標」の指標の選択が、狭量な政策取組に繋がったためかも知れないと述べた。

開発への人権に基づく取組

7. 多くの参加者たちは、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の達成の促進のためにも、ポスト

2015年開発アジェンダ作成のためにも人権の視点が必要であることで意見が一致した。女性の人権への注意は、「北京行動綱領」及び「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のような既存の国際的合意によって伝えられ、これを基にするべきである。国際的宣言、目標及びターゲットの存在にもかかわらず、包摂的開発は、もし国々がジェンダー平等と女性のエンパワーメントの問題に対処する政治的意思の欠如に直面しているならば、実現できないであろう。男女は、女性の生活を変える開発政策・経済政策を策定し、実施することによって、こういった目標の実現のために協力する必要がある。

8. 参加者たちは、人権基準と原則が、ジェンダー平等と女性の権利の監視と説明責任を支えるべきであることを強調した。「経済的・社会的・文化的権利国際規約」は、「ミレニアム開発目標」に特に関連する経済的・社会的・文化的権利の実現において非差別と平等の直接的責務を述べている。ポスト 2015年開発アジェンダの指標は、それら権利の実現に沿うものでなければならない。これには、意思決定のあらゆる側面と責務の担い手の説明責任への権利保持者の参画への首尾一貫した取組の必要性が含まれる。利用できる資金の最大限の利用と後戻りしないことのような人権原則も政策策定を導くべきである。

9. 人権は世界的な規範的枠組となっているが、国際的にであれ、地域的にであれ、地方的にであれ、女性と女兒の生活に変革を達成するためには、あらゆるレベルで人権の文化を根付かせることが必要であることが提案された。政策策定者は、そのすべての作業に人権の原則を組み令組み入れるべきである。その人権の文化を開発する鍵は、既存の法的・政策的制度の実施であった。女性の人権を保護するための法律とジェンダー平等に貢献する政策は、あらゆるレベルで包括的に実施されなければならない。

資金の配分、ジェンダーに対応した予算編成及び社会保護

10. 通貨・金融セクター規制を含めたマクロ経済政策は、公共社会支出のための資金が動員できる幅広いパラメーターを定めた。「ミレニアム開発目標」を達成し、各国がそれら「目標」に対する公約に対して説明責任があることを保障するために、予算の追跡とジェンダー平等のための資金の利用可能性と配分に重点を置くことが重要であった。ジェンダーに配慮した予算編成は、資金が女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の実施にコミットされることを保障するために、すべての国が実施できる重要なツールとして提起された。

11. 租税政策、貿易政策及び財政政策を評価することにより、予算がどのように配分されるかのみならず、資金がどのように動員されるかを調べる必要があることが必要であった。各国政府は、資金と予算が効果的に使われていることを保障するために、資金管理に対して説明責任をもつべきである。しばしば、女性の経済的・社会的・文化的権利に対処できないことは、必ずしも資金不足の結果ではなくて、優先順位付けと適切な資金の配分の欠如の結果であった。既存の資金の配分を検討することに加えて、資金の創出と資金を生み出す政策の変更の可能性を検討することが重要であった。

12. 社会保護の最低限の規定は、貧困と闘い、包摂的開発を推進するための基本的ツールではあるが、経済的・社会的権利の成就是、しばしば、実現されず、政策策定者によって十分な優先権を与えられなかった。同時に、参加者の中には、社会保護が、多くの国々で、「ミレニアム開発目標」のターゲットに応えるための重要な戦略であったと述べた者もあった。数多くの国の経験が、保健ケアと教育のような基本的サービスへの普遍的アクセスのみならず、妊産婦給付のような社会保護を推進する際の好事例の実例を提供した。学んだ教訓は、包摂的な社会保護サービスの提供に対処する今後の開発戦略を推進するために、国々の間や国際社会と分かち合うことができよう。

13. マクロ経済状況は、財政政策にかなりの影響を与えた。多くの国々による 2008年の危機への即座の対応は、新しい社会保護措置の設置または大量失業及び職の不安定を含めた危機の経済的・社会的副次事象から国民を守るためのすでに存在している措置の強化であった。しかし、2010年以来、様々な地域で起こった緊縮措置で、この傾向は逆転した。緊縮措置の結果としての社会支出の削減は、しばしば、女性と女兒によって不相応に行われているケアの重荷の有償から無償経済への移行のみならず、脆弱な集団のための機会の減少となった。

14. 社会保護インフラへの投資は、社会の安定化と開発への貢献に長期的影響を及ぼした。参加者たちは、特に危機の時に、最悪の影響から脆弱な集団グループを守るために、社会保護措置は減少するよりはむ

しろ強化されるべきではないかと述べた。社会保障への権利の実現は、万人、特に家庭の維持において、しばしば、有償労働も無償労働も担っている女性のために施行される必要があった。同様に、あらゆるレベルの意思決定への女性の参画は、社会保護がジェンダーに特化したニーズに対処することを保障するために、極めて重要であった。

性別データとデータ収集への重点の欠如

15. ジェンダー統計は、政策策定を特徴づけ、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの点で行為者に説明責任をもたせるために極めて重要である。進歩を測定するための目標、ターゲット及び指標を含め、測定枠組の策定に向けて、かなりの努力が払われた。参加者たちは、適切なジェンダー分析に基づく適切な企画を特徴づけるために、性別データの編集とジェンダー統計の作成に重点を置くことを要請した。

16. ポスト 2015 開発枠組の状況で、明確なターゲットを設定するために、基準も必要であった。従って、参加者たちは、国内の統計家が、国際的に比較でき、質の高い性別のジェンダー関連のデータの収集を推進するために、国際統計社会と協力するべきではないかと述べた。市民社会も、包摂的な政策策定と財政的配分の状況で、証拠に基づく意思決定を提唱する重要な役割を果たすことができよう。

危機と紛争の状況での女性

17. 参加者たちは、紛争と自然災害の影響を受けている国々においてデータが特に乏しいと述べた。その特別なニーズを仮定すれば、こういった国々は、「ミレニアム開発目標」の達成において、かなりの課題に直面していた。従って、こういった国々は、世界的に合意された基準とは異なったターゲットを必要としているかも知れない。同様に、紛争及び紛争後の国々は、女性の現実をよりよくとらえ、状況に特化した政策策定を認める女性・平和・安全保障に特化した指標から利益を受けるかも知れない。暴力や紛争解決への女性の参画のような問題は、今後の開発枠組とその特定の国々のグループの国内開発戦略に含まれるべきである。そういった状況でのジェンダー統計の収集は、非常に関連性があり、国内の資金が限られている時に不安定の状況でさえ、社会保護のためのアドヴォカシー・ツールとして役立つことができよう。

18. 国内避難民と紛争の被害者がますます集中していることも、さらなる分析を必要としていた。例えば、国内避難民である女性と女兒は、かなり暴力に対して脆弱であり、しばしば意思決定に参画する権利、法的支援を受ける権利、質の高い性と生殖に関する健康サービスと教育へのアクセスを得る権利を否定されていた。こういった問題すべてが、考慮に入れられる必要があり、その状況に特化した性質にもかかわらず、ポスト 2015 年開発アジェンダに含められるべきである。

ジェンダー平等とジェンダー主流化に関する独立した目標

19. 参加者たちは、持続可能な開発を確保するために必要な構成要素として、ポスト 2015 年開発アジェンダにおけるジェンダー平等に関する独立した目標に対する幅広い支援を表明した。ジェンダー平等に関する新しい目標は、女性に対する暴力、女性の性と生殖に関する健康、資産への女性のアクセス、紛争及び紛争後の地帯にいる女性及び女性の有償・無償労働に対処できていないことを含め、「ミレニアム開発目標」の不足に対処するべきである。参加者の中には、目標とターゲットは国内の状況に向けられるべきではあるが、独立した目標は、女性が経験している底辺にある形態の差別と不平等に対処するべきであると述べた者もあった。

20. ジェンダー平等に関する独立した目標に加えて、討論へのほとんどの参加者が、ポスト 2015 年開発アジェンダ全体を通じたジェンダー主流化が、重要な優先事項であることで意見が一致した。ジェンダー平等への配慮は、それぞれの目標のそれぞれの指標に含まれるべきである。これが、ポスト 2015 年アジェンダにわたってジェンダーの視点の組織的組み入れを推進するであろう。ジェンダー平等への配慮がそれぞれの目標とターゲットで対処されることを保障するために、「ミレニアム開発目標」の枠組全体を通してジェンダーの視点を主流化するさらなる作業が行われるべきである。

3月12日(水)午後 第7回会議

項目 3(a)(i)

開会: 委員会副議長(グルジア)

パネル討論 II

テーマ: MDGs 実施における女性と女児の説明責任と参画に重点を置いた女性と女児のための「ミレニアム開発目標」実施における課題と成果

パネリスト:

1. Her Excellency Lourdes Bandeira ブラジル大統領府女性政策政務官
2. His Excellency Urmas Paet エストニア外務大臣
3. Ms. Carolyn Sobritchea フィリピン大学アジアセンター教授
4. Ms. Salina Sanou 協力調査開発機関政策アドヴォカシー長
5. Ms. Maarit Kohonen Sheriff 人権高等弁務官ニューヨーク事務所副所長

パネリストとの意見交換対話

中国、ドイツ、インドネシア、スイス、ニジェール、ウガンダ、キューバ、エルサルヴァドル、イラン・イスラム共和国、ブルキナファソ、ドミニカ共和国、フィンランド、南アフリカ、サモア、アンゴラ、トルコ、チェコ共和国、東ティモール、ナイジェリア、ソマリア、欧州連合、国内女性団体連盟、連合都市地方自治体、人権アドヴォケイト

パネリスト回答

Ms.. Bandeira, Ms. Sobritchea, Mr. L.Paet, Ms. Sheriff

司会者の概要(e/cn.6/21014/inf/3)

1. 2014年3月12日に、婦人の地位委員会は、優先テーマ「女性と女児に対する『ミレニアム開発目標』の実施における課題と成果」に関する意見交換パネルを開催した。Neli Shiolashvili 委員会副議長がパネルの司会を務めた。パネリストは、Lourdes Bandeira ブラジル内閣府女性政策政務官、Urmas Paet エストニア外務大臣、Carolyn Sobritchea フィリピン大学アジア・センター教授、Salina Sanou 協力調査開発機関政策アドヴォカシー長、Maarit Kohonen Sheriff 人権高等弁務官ニューヨーク事務所副所長であった。

政治プロセスへの女性の参画

2. 「ミレニアム開発目標」の実施における進歩とギャップ及び「目標」から学んだ教訓を強調して、優先テーマに関する委員会のパネルを結び付けて、このパネルは、女性と女児の参画と「目標」の実施における説明責任の強化に重点を置いた。討論は、発言力をもち、自分たちの生活を定める政治的プロセスと決定への参画が、女性と女児の人権の基本的側面であり、すべての開発目標の達成にとって極めて重要であることを強調した。国会への女性の参画に関する一つの指標を通して「ミレニアム開発目標」が女性の参画を監視し、過去20年にわたるこの特定の側面における女性のある程度の進歩にもかかわらず、女性は未だに議員の5人に1人しか代表していないという事実が指摘された。

3. 参加者たちは、世界レベルから地方レベルに至るまで、あらゆるレベルの意思決定への女性と女児の参画を支援することで、サービスの適切な提供を確保し、女性の身体的完結性と性と生殖に関する権利を保証し、教育及び保健ケア及びディーセント・ワークへのアクセスを改善するために、公共政策と支出のパターンに影響を及ぼすことができることを指摘した。発言者たちは、家庭の意思決定における女性の発言権と参画を高めることも、極めて重要であり、女性と女児及びその家族の福利に直接的影響を与えることができると述べた。参加者たちは、女性と女児に対する「ミレニアム開発目標」達

成は、責務の担い手に説明責任をもたせることができるジェンダーに対応した説明責任メカニズムへの投資も必要とすることを繰り返し述べた。

4. 討論は、「ミレニアム開発目標」の監視と実施への女性の参画を可能にするための効果的戦略、新しいアジェンダの決定への女性団体、特に草の根の団体の参画を確保するために加盟国によって取られた手段、説明責任を開発の中心にする際に学んだ教訓を強調した。

女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の既存の枠組の課題

5. 「ミレニアム開発目標」プロジェクトは、女性と女兒に対して様々な結果を生み出した。参加者たちは、ジェンダー平等のための目標が、継続する差別に注意を集中するためには重要であったが、狭く定義されたターゲットと指標が、ジェンダー不平等と性差別主義がどのように表れ、社会で永続化しているかに対するより包括的な理解を損なったことで合意した。極度の貧困の根絶や安全な水へのアクセスのように、進歩が報告されている領域でさえ、女性と女兒は、ジェンダー不平等の根本原因に対処するために取られた措置が限られていたために、必ずしもその進歩の前面にいたわけではなかった。

6. さらに、「ミレニアム開発目標」の概念化は、ジェンダー平等に対する構造的制約に関連する重要な問題には対処していなかった。制約には、女性と女兒によって行われる無償のケア労働の不相応な割合、資産と生産財への女性のアクセスの欠如、あらゆるレベルの意思決定への女性の低い参画率、性と生殖に関する健康と権利への注意の不十分さ、女性と女兒に対する暴力、女性と男性との間の不平等な力関係、女性と女兒を継続して引き戻す差別的な社会規範、固定観念及び慣行が含まれる。参加者たちは、質的变化とは、女性と女兒の権利に対処することだけではなく、男性と男児の社会化と役割及びジェンダー不平等に対処する際の男性・男児の積極的な意識とかかわりについても言えることを強調した。

7. 多くの参加者たちは、「目標」、特に「目標 3」の達成を促進する努力、さらに明確に言うならば、他の「目標」にわたるジェンダー問題の主流化を含め、「ミレニアム開発目標」を達成するための国内レベルでの努力を強調した。これら努力には、ジェンダー関連のイニシアティブに捧げられた資金の提供、政府の行政システムと部局内に献身的なフォーカル・ポイントの任命、ジェンダーに配慮した訓練を通じた国家公務員、特に警察と司法の能力開発、女性の政治参画のためのクオータ制の実施、あらゆるレベルの女性の参画を測定し、対象とすることができるようなジェンダー別データ収集の確保が含まれた。女性に対する暴力への対処に重点を置く国別イニシアティブは、「ミレニアム開発目標」からのこの問題の排除が多く参加者によって述べられたが、共通のテーマとして出てきた。

8. 参加者の中には、ジェンダー平等とジェンダー主流化、とりわけ、女性による政治参画の欠如及び市民社会団体を含めた意思決定のその他のすべてのレベルでの女性による参画の欠如に対処することへの既存の世界的・国内的課題に注意を引いた者もあった。女性の政治参画のための 30% というターゲットに関しては、参加者たちは、ターゲットに達した国はわずか 30 か国で、その中の 23 か国は、クオータ制の結果としてターゲットに達したと述べた。ジェンダー主流化に関する行動に対する説明責任を確保するために、あらゆるレベルの政府や地方自治体の間の役割と責任が十分に定義されていることを保障するためのみならず、国の政府及び州や地方の自治体のあらゆるレベルに参画するよう女性を奨励するための戦略が要請された。

9. ジェンダー平等と女性の権利達成に対するその他の障害には、世界の多くの部分での紛争の影響、農山漁村女性に限られるわけではないが、農山漁村女性を含めた女性グループの継続する周縁化、正規経済、財産の所有、相続への参加から女性を妨げる固定的性別役割分担意識を永続化し、強制する男女間の不平等な力関係のはびこった社会規範、女性と女兒に関連する行動に対して国家に説明責任をもたせるための国内レベルでのメカニズムの欠如が含まれた。参加者の中には、女性専門家がもっと戦略的に女性を代表でき、あらゆるセクターへの女性の参画を奨励し、官民パートナーシップをよりよく活用するためにも活動できるように、さらに組織的に女性専門家とかかわる必要性の問題を提起した者もあった。

「ミレニアム開発目標」から学んだ教訓とポスト 2015 年開発アジェンダの見通し

10. 「目標」の開発においても、その実施においても、特にアジェンダーを決める際の女性と女性団体の

参画の欠如及びプロセスの透明性の欠如に関連して、「ミレニアム開発目標」のプロセスから多くの教訓が出てきた。参加者の中には、「目標」が達成されなければならない地方の状況にほとんど注意が払われなかったのではないかと述べた者もあった。参加者たちは、人権基準と「目標」及び適切なターゲットと指標の欠如との間の、真の持続可能な進歩を確保し、測定するための調整の欠如を強調した。

11. 討論の多くは、ポスト 2015 年開発アジェンダ、特に今後の開発目標の達成を確保するために特に国内レベルでの効果的な説明責任メカニズムの重要性に関連する検討のための問題に重点を置いた。多くの発言者たちは、市民社会団体・草の根団体を通じた実施の監視への女性の継続する参画を確保するのみならず、ポスト 2015 年開発アジェンダの策定で女性の声が聴かれることを保障する必要性を強調した。中には、ポスト 2015 年開発アジェンダのために設立された説明責任プロセスにおける国際開発協力の役割を論じた者もあった。

12. ポスト 2015 年開発アジェンダを策定する任務を負ったプロセスに関しては、多くの参加者が、現在までの協議の参加型のプロセスを認めたが、討論が高官の政治的領域に戻る危険の可能性についても懸念していた。従って、多くの参加者たちは、市民社会と女性団体がお互いに相談し、今後の持続可能な開発アジェンダを策定するために設立された関連協議メカニズムに継続して参加し、影響を与えることを保障するために、共通の優先事項の開発に関して協力する必要性を強調した。

13. 参加者たちは、次の開発枠組に含まれるべきテーマに関する提案を分かち合った。全体的な人権枠組を利用し、すべての指標にジェンダー平等とジェンダー平等の主流化に関する独立した目標を支持したが、それらには、包括的な性と生殖に関する健康サービス、女性と女兒に対する暴力のゼロ・トレランス、司法へのアクセス、紛争状況にある女性の状況への対処、資金の配分、透明性と説明責任が含まれた。

3月13日(木)午前 第8回会議

項目 3

一般討論

コンゴ、フィジー(太平洋小島嶼開発途上国を代表)、チェコ共和国、モーリタニア、パラグアイ、アルバニア、リベリア、ブルンディ、ルワンダ、カザフスタン、マラウイ、コンゴ民主共和国、アンゴラ、ケニア、ギニア、トンガ、コートイヴォワール、ブルキナファソ、赤道ギニア、スーダン、ジンバブエ、ブラジル、ギリシャ、モンゴル、バーレーン、マーシャル諸島、スイス、パキスタン、オーストリア、スリナム

3月13日(木)午後 第9回会議

項目 3(b) *新たな問題、傾向、女性の状況または女性と男性との間の平等に影響を及ぼす問題への新たな取組: 女性の生産資源へのアクセス*

パネル討論 III

開会: Mohamed Elbahi 委員会副議長(スーダン)

パネリスト:

1. Ms. Magdalena Sepulvena Carmona 極度の貧困と人権に関する特別報告者
2. Ms. Mariam Gabala Dao Oicocredit 西アフリカ地域マネージャー
3. Ms. Victoria Tauli Corpuz フィリピン Tebtebba(政策調査教育先住民族国際センター)創設者・事務局長
4. Ms. Martha Ruiz Corzo シエラ・ゴルダ生態系グループ創設者・ディレクター

パネリストとの意見交換対話

スイス、スーダン、フィンランド、マレーシア、ウガンダ、インドネシア、フィリピン、キューバ、中国、イラン・イスラム共和国、エクアドル、メキシコ、イラク、コスタリカ、イタリア、エリトリア、ナイジェリア、スウェーデン、カメルーン、ザンビア、クウェート、モロッコ、ボツワナ、ソロモン諸島、タンザニア連合共和国、欧州連合、西アフリカ諸国経済委員会(ECOWAS)、ラジオ・テレビ国際女性協会、公共サーヴィス・インターナショナル

パネリスト回答

Ms. Gorzo, Ms. Gabala, Ms. Corpuz

司会者の概要(E/CN.6/2014/INF/4)

1. 2014年3月13日に、婦人の地位委員会は、新たな問題である「生産資源への女性のアクセス」を調べるために、意見交換パネルを開催した。Mahamed Elbahi (スーダン) 委員会副議長が討論を司会した。パネリストは、Magdalena Sepulveda 極度の貧困と人権に関する人権理事会特別報告者、Mariam Dao Gabala オイコクレディットの西アフリカ地域代表、Victoria Tauli-Corpuz Tebtebba 財団(先住民族国際政策調査教育センター)創設者・事務局長及びMartha “Pati” Ruiz Corzo シエラ・ゴルダ生態系グループ創設者であった。問題文書が討論を支援した。

2. 生産資源への女性のアクセスと管理は、今では、持続可能な開発のための前提条件として広く認められている。国連持続可能な開発会議の成果文書の中で、国家と政府の長は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントが、持続可能な開発にとって重要であることを認め、女性の平等な権利、経済、社会及び政治的意思決定への参画とリーダーシップへのアクセスと機会を確保する国家の公約を再確認した。各国は、土地及びその他の形態の財産の所有権と管理、貸付、相続、天然資源及び適切なニュー・テクノロジーへのアクセスを含め、経済資源への男性と同等の権利を女性に与えるために、法的・行政的改革を行うことを決意した。

3. 「北京行動綱領」は、女性の平等な権利、機会及び資源へのアクセスを確認している。「行動綱領」は、土地、天然資源、資本、貸付、技術及びその他の生産手段の所有権またはアクセスに対する根強い法的・慣習的障害を認めている。「行動綱領」は、女性が生産資源へのアクセスと管理権を得る時に、その生産、マーケティング及び所得を増やすことができることを強調している。以下の概要は、討論中に提起された問題とパネリスト、加盟国及び市民社会の代表によって、女性の生産資源へのアクセスと管理をどのように推進するかに関して出された勧告を強調する。

4. パネリストによるプレゼンテーションは、無償のケア労働の重荷と公共サーヴィスとインフラへのアクセス、金融と貸付へのアクセスと開発における女性の金融的包摂の重要性、土地と天然資源へのアクセスが、特に持続可能で弾力性のある都市の達成の状況で、先住民族女性に与える特別なインパクト及び国際的資金の動員、支援及び協力の必要のような問題に関する人権に基づく取組を通じた土地と生産資源への女性のアクセスの拡大に重点を置いた。

5. 女性の土地へのアクセスの欠如は、農業、食糧の安全保障、貧困削減及び家庭の全体的な福利に対して様々な否定的結果をもたらす。参加者たちは、世界の多くの部分での紛争の原因としての土地へのアクセスの問題及び多国籍企業の利権の奪取の問題の複雑性及びこれら要因が女性の生計に与える不相応な影響を強調した。参加者たちは、紛争と奪取のせいで、特に農山漁村地域社会で、女性にとっての土地へのアクセスの不安定に対処する政策とプログラムを実施するよう国際社会に要請した。

6. 女性に財産の所有権を否定している慣習的相続法は、女性の土地へのアクセスと管理に対するもう一つの重要な障害であった。世界の土地のごくわずかを所有しながら、世界の食糧生産者の大多数を占めているものと信じられている女性農業者にとって、これは特別な問題として述べられた。参加者たちは、夫婦双方が共有財産を利用し、そこから利益を得、それを管理する平等な権利を認め、離婚の際に男女の平等な土地・財産権のみならず、譲渡または売却に対して明確な同意の要件が含まれる婚姻上の財産権を通じた土地保有の安全保障に関して男女間の平等を確保するために、家族・婚姻法を改正することの重要性を強調した。

7. 先住民族女性は、強制移動と先住民族社会の先祖伝来の権利を認めない慣習法を通じた土地と天然資源へのアクセスの欠如によって、特に悪影響を受けている。参加者たちは、土地改革と先住民族保護のための法律が、先住民族一般そして特に先住民族女性の権利を拡大する手助けをする際に、重要な役割を果たしたことを論じた。参加者たちは、先住民族女性が、直面している天然資源へのアクセスに対する障害に対処するために指導力を発揮し、革新的な方法を提案できる地域社会主導の参加型監視プロセスを要請した。パネリストは、リサイクリング、土壌回復、水の保全、植林及び有機食糧生産のような参加型の生物多様性保存に関する好事例を分かち合った。こういったプログラムは、土地利用を通して、経済活動に先住民族社会をかかわらせ、その生計が保護されることを保障し、弾力性のある地域社会を建設した。先住民族女性の排除に効果的に対処するために、土地改革は、金融と貸付、教育、ディーセント・ワークの機会、社会保護と性と生殖に関する健康を含めた保健ケアへのアクセス、家庭及び公的生活での暴力からの自由及びあらゆるレベルの意思決定への参画を含め、その他の資源へのアクセスを提供するより幅広い政策によって補われなければならない。

8. 参加者たちは、最も不利な立場にあるグループの女性及び重複する形態の差別を受けている女性の権利の推進と保護に、特別な注意が払われるべきことを要請した。参加者たちは、人権に基づく取組には、こういった個人やグループの状況に優先的問題として取り組まなければならないと論じた。従って、生産資源にアクセスし管理する権利を行使する際に特別な困難を経験している女性に特別な注意を払わなければならない。これには、HIVと共に生きる女性、寡婦、国内避難民女性、先住民族女性、農山漁村女性、民族的マイノリティの女性及び障害を持つ女性が含まれた。対象を絞ったプログラム形成とアウトリーチ及び国際人権法に従った一時的特別措置がこういったグループの女性による人権享受を確保するために必要であった。

9. 討論は、女性の政治的・社会的・経済的周縁化を永続化し、有償労働、教育及び公的生活への参画並びに暴力のない生活へ権利を含めた多くの人権の享受を妨げ、女性の時間と機会に大きな制約を課す無償のケア労働の重荷を認め、対処する必要性を強調した。ケアの受け手とケア提供者双方にとっての無償のケア労働の価値が認められておらず、重い、不平等なケア責任がジェンダー平等に対する大きな障害であり、多くの場合、女性を貧困に追いやるという懸念が表明された。参加者たちは、ケアを社会的・集団的責任として位置付ける国内政策と公共サービスの提供を通して、女性にかかる無償のケア労働の重荷を認め、削減し、再配分するための措置の必要性を強調した。そのような措置は、家庭への奨励策と支援と相俟って、家庭内と家庭と国家との間の無償のケア労働のより公正な配分を推進する手助けができよう。ジェンダーに配慮した公共サービスとインフラのようなサービス、改善された社会保護措置へのアクセス及び性と生殖に関する健康サービスも、ケア労働の責任の平等な分かち合いに貢献できるであろう。参加者たちは、女性と男性との間のケア責任の共有を推進する方法としての育児休業の共有のみならず、出産休業、父親休業及び改善されたワーク・ライフ・バランスを規定する法律と政策を要請した。

10. 女性の金融識字とありとあらゆる金融サービスへの普遍的アクセスは、開発のための重要な要素として明らかにされた。少額貸付は、開発途上国の多くの女性を極度の貧困から抜け出させ、女性がディーセントな生計を稼ぐことができるようにする手助けをした。同時に、参加者たちは、高い利率、比較的少ない金額及び不利な貸し付け条件を含め、金融サービスの限界を認めた。このような制約に照らして、参加者たちは、少額貸付を超えて適切で料金が手頃な貯蓄及び貸付商品、国内的・国際的双方の支払いと送金サービス並びに保険を含めた主流の金融サービスへの女性のアクセスを拡大する必要性を強調した。参加者たちは、成功した少額金融計画が、女性は危険な借り手ではなく、金融と貸付へのアクセスの点で直面する差別を通して次のレベルの事業開発に到達する際に、障害に直面する有能な起業家であるという証拠を提供していると論じた。参加者たちは、移動銀行を通じた金融への女性のアクセスを改善する際に、テクノロジーの役割も強調し、事業開発における金融識字と能力開発の改善を要請した。

11. 経済的・社会的開発において、情報通信技術(ICT)の重要性を仮定すれば、ICT資源とプロジェクトへのアクセスと参加におけるジェンダー・ギャップは注意が必要であった。参加者たちは、情報や移動銀行サービスを手に入れたり、利用したりするような目的で、ラジオや携帯電話を含めたテクノロジー

への女性のアクセスを改善し、このようにして生産性を高める必要性を強調した。参加者たちは、農山漁村地域で改善された女性の ICT 革新、銀行、送金サービスの利用という結果となる訓練と能力開発を提供する好事例と成功したイニシアティブを分かち合った。

12. 参加者たちは、世界的危機が、生産資源にアクセスする際に女性が直面する課題を増幅し、「ミレニアム開発目標」達成を危険にさらしたことを認めた。参加者たちは、この側面がポスト 2015 年開発アジェンダで顕著に重要な役割を演じるべきではないかと提案して、持続可能な開発のための生産資源への女性のアクセスと管理の重要性を強調した。参加者たちは、女性の生産資源へのアクセスと管理に関する指標とターゲットを伴ったジェンダー平等に関する独立した目標を要請した。

13. ポスト 2015 年開発アジェンダを楽しみにして、参加者たちは、明確な説明責任メカニズムを伴って、今後の開発目標を実現する際に、開発のためのグローバル・パートナーシップの重要な役割を強調した。参加者たちは、明確に定義された役割と市民社会と民間セクターを含めたすべての利害関係者からの積極的な参画を伴った真に世界的で多部門の枠組の必要性を表明した。国際協力は、生産資源への女性のアクセスを高め、無償のケア労働を減らし、再配分し、女性の人権の享受を推進するために、開発のためのさらに大きな資金の流れと積極的な知識と経験の分かち合いにつながるべきである。性別データとジェンダーに配慮した指標が、健全な政策を特徴づけるべきである。

3月17日(月) 午前 第10回会議

議事項目 3: (継続)

一般討論

タンザニア連合共和国、ナミビア、パナマ、エルサルバドル、モーリシャス、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、トリニダード・トバゴ、インド、ウルグアイ、シリア・アラブ共和国、ヴェトナム、スワジランド、エストニア、クロアチア、シンガポール、ベルギー、ミャンマー、マルタ、フィジー、カタール、トゥヴァル、スリランカ、バングラデシュ、モンテネグロ、リビア、エクアドル、ボツワナ、ガボン、モルディブ

答弁権行使

シリア・アラブ共和国: カタールに伝えるが、カタールに資金提供されているテロリストに直面する恐怖のために、自殺する女性と女兒がシリアにはいる。シリア人は、カタールが国内問題に介入し、テロリストを支援することを止めるようカタールに望んでいる。カタールで、奴隷状態で暮らし、基本的人権を奪われている労働者についても心配している。

3月17日(月)午後 第11回会議

一般討論

ネパール、東ティモール、コロンビア、ベラルーシ、アルジェリア、チリ、中国、サウジアラビア、ドイツ、ロシア連邦、ホンデュラス、イラク、朝鮮民主人民共和国、ソロモン諸島、アンティグア・バーブダ、アルメニア、リヒテンシュタイン、ウクライナ、ホーリーシー

答弁権行使

カタール: シリア代表は継続して間違った非難を我が国に向けている。自国の国民に対して最悪のテロ・キャンペーンを行っているシリアからそのような非難が出てくるとは不可解である。カタールは、国連と協力して、シリア人、特に女性と子どもの苦しみを緩和しようとあらゆる努力を払ってきた。シリア代表が、継続して現地の現実を否定するのは残念である。

日本: 日本政府は過去に引き起こした損害を認め、謝罪を表明してきた。首相も、慰安婦のことを思うと深い痛みを感じると述べている。日本は、これまで官房長官が表明してきた立場を継続して取る。損害賠償の要求は、サンフランシスコ講和条約及びその他を通して解決されている。日本は、アジア女性基金も設立し、48億円を支払った。アジア女性基金は慰謝料を支払ったのみならず、元慰安婦に悔恨の念を表明する書簡も出した。朝鮮民主人民共和国による非難は誤りである。述べられた靖国神社参拝は、

軍を称賛するためではなかった。

中国: 歴史は否定できない。日本の慰安婦に関するこれまでのステートメントは、被害者を慰めることはできない。日本の政治家の中には、慰安婦及び南京事件をめぐる事実を否定する者がいる。日本の指導者は、証拠を逆転させることを望んで補償を拒否してきた。日本が国際社会の正義の呼び掛けに耳を傾け、信頼を得る行動を取るよう要請する。

朝鮮民主人民共和国: 日本の歴史的事実の否定に応えるが、代表団は謝罪と歴史を論じているが、そのような謝罪は口先だけのことに過ぎない。日本の立場は、過去の類似の行為に対処してきた他の国々の行為とは対照的である。

シリア: 外国の戦闘員が我が国において、サウディアラビアが彼らを支援していることに気づいてくださるよう国際社会を奨励する。サウディアラビアはシリア女性の運命を害しているが、シリアでは女性は投票もできるし立候補もできる。ところがサウディアラビアでは、女性は男性の付添なしには外に出ることもできない。カタールは傭兵に賃金を払うことによってシリアを助けているが、それが多数の死者という結果となっている。

日本: これまでに述べてきたことに変わりはない。

中国: 日本の首相は、4名のA級戦犯と何千人もの戦犯が祭られている靖国神社に参拝した。

朝鮮民主人民共和国: もう一度日本代表のステートメントを非難する。

一般討論(継続)

国際オリンピック委員会、経済社会理事会及び同様の機関協会、列国議会同盟、国際赤十字赤新月社連盟、マルタ騎士団、アフリカ連合、アラブ諸国連合、国連人間居住計画(UN ハビタット)、国連アフリカ経済委員会(地域委員会を代表)、国連エイズ合同計画(UNAIDS)、アムネスティインターナショナル

3月18日(火)午前 第12回会議

議事項目 3(a)(ii)見直しテーマ: 完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスを含めた教育・訓練・科学・技術への女性と女兒のアクセスと参画

パネル討論 IV

開会: Mr. Garcia Gonzalez 委員会副議長(エルサルヴァドル)

基調講演: Ms. Gloria Bonder ラテンアメリカ社会科学大学院ジェンダー・社会・政策領域ディレクター

パネリストによるプレゼンテーション

1. Ms. Njideka Harry 青年技術財団会長・CEO
2. Ms. Leigh Ann DeLyser ニューヨーク市教育局コンピュータ科学教育コンサルタント
3. Ms. Luna Ruiz ソフトウェア工学アカデミー学生

意見交換対話

フィリピン、フィンランド、日本、スイス、インドネシア、スーダン、ウガンダ、エクアドル、ガンビア、パキスタン、イラン・イスラム共和国、エルサルヴァドル、イタリア、クウェート、パナマ、アラブ首長国連邦、タジキスタン、ベラルーシ、タンザニア連合共和国、セネガル、欧州連合、教育インターナショナル

回答

Ms. Bonder, Ms. Harry

まとめ: Ms. Saniye Gulser Corat 国連教育科学文化機関事務局長事務所ジェンダー平等部部長

司会者の概要(E/CN.6/2014/INF/7)

2014年5月3日現在未発表。

3月18日(火)午後 第13回会議

議事項目 3(a)(ii)継続

パネル討論 V

テーマ: 科学・技術・工学・数学の領域の雇用に特に重点を置いて、教育から完全雇用とディーセント・ワークへの女性の移行

司会: Neli Shiolashvili(グルジア)委員会副議長

パネリストのプレゼンテーション

1. Ms. Hind Alowais アラブ首長国連邦参事官(Dr. Lamya Fawwaz マスダー科学技術研究所公共問題事務局長の代理)
2. Dr. Londa Schiebinger スタンフォード大学科学史教授
3. Ms. Lakshmi Puri ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)副事務局長

意見交換対話

パキスタン、ブルキナファソ、フィリピン、フィンランド、韓国、スイス、ウガンダ、セネガル、イタリア、コロンビア、ナイジェリア、シリア・アラブ共和国、欧州連合、Mujer para la Mujer A.C.

回答

Ms. Alowais, Ms. Schiebinger

まとめ

Ms. Puri

司会者の概要(A/CN.6/2014/INF/5)

1. 2014年3月18日に、婦人の地位委員会は、2011年の第55回委員会で採択された「完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの推進を含めた教育・訓練・科学・技術への女性と女児のアクセスと参画」というテーマに関する合意結論(E/2011/27-E/CN.6/2011/12を参照)の実施における進歩を見直すための意見交換対話を開催した。
2. 2011年の合意結論で、委員会は、以下の6つの重要な領域で、行動のための一連の勧告を採択した:(a) 国の法律、政策、プログラムの強化、(b)教育への女性と女児のアクセスと参画の拡大、(c)科学と技術の分野を含めたジェンダーに配慮した質の高い教育と訓練の強化、(d)教育から完全雇用とディーセント・ワークへの移行の支援、(e)科学と技術の雇用における女性の引き留めと前進の強化、(f)科学と技術を女性のニーズに対応させる。
3. 意見交換対話は、2つのパネル討論という形で行われた。2014年3月18日午前に開催された第一のパネル討論は、(a)から(c)の領域及び特に科学・技術・工学・数学(STEM)教育に重点を置いた(E/CN.6/2014/INF/7の司会者の概要を参照)。3月18日の午後に開催された第2のパネル討論は、(d)から(f)の領域及び特にSTEM雇用における女性と科学と技術を女性と女児のニーズと優先事項に対応したものにする途に重点を置いた。
4. パネル討論は、Neli Shiolashvili(グルジア)委員会副議長が司会を務めた。パネリストは、Hind Alowais アラブ首長国連邦代表部参事官(Dr. Lamya Fawwaz(アラブ首長国連邦)科学技術 Masdar 研究所公共問題事務局長の代理)、Londa Schiebinger(米国)スタンフォード大学科学史 John L.Hinds 教授であった。問題文書が、討論のための枠組を提供した。12の加盟国と1つの地域団体(欧州連合)及び1つのNGO代表が意見交換対話に参加した。まとめはLakshmi Puri 国連事務総長補・国連ウィメン副事務局長が行

った。

5. 参加者たちは、価値連鎖のそれぞれの節---教育、訓練、能力開発、雇用、リーダーシップ---が個人としての女性と女兒にも、より幅広い社会にも価値を付加する価値連鎖の取組から STEM 教育と雇用を評価し、そこへの女性と女兒のアクセスを検討し、参画する必要性を強調した。従って、STEM 教育と雇用における女性と女兒の募集、引き止め、昇格に注意を払うことが必要であった。

6. STEM 関連の分野での雇用機会は増えつつあった。例えば、太陽光・風力エネルギー・セクターの予測は 840 万の職が、それらセクターの拡大につれて 2030 年までに埋められる必要があることを示していた。さらに、250 万人のエンジニアと技術者がサハラ以南アフリカの清潔な水と公衆衛生(下水処理)へのアクセスを改善するために必要とされるであろう。来る数年で、正規セクターの職の 90%が、情報通信技術でのスキルを必要とするであろう。STEM 関連の職の予想される増加に照らして---女性が労働者の大半を占めている未熟練の職の自動化に向けた傾向に加えて---、女性の現在のスキルを STEM 関連の雇用の新しい要件と沿うようにすることに戦略的注意を払う必要があった。女性のスキルを拡大することは、女性があるセクターでの職の喪失の矢面に立たないことを保障し、女性がこれら新しいセクターの職に対して資格があることを保障する手助けとなる。

7. 中等・高等教育での女性の重要な進歩にもかかわらず、女性は、継続して特に STEM 関連の分野の雇用とディーセント・ワークにアクセスする際の困難に直面していた。参加者たちは、高等教育の女性卒業生の数はすべての地域で増えたが、農山漁村女性、先住民族女性、高齢女性のようなあるグループの女性が STEM 教育と雇用機会から全く排除されている状態で、ごくわずかの女性に STEM の経歴を追求する機会があると述べた。参加者たちは、現在の制度的枠組と構造を、STEM 関連分野への女性の完全参画に対する重要な障害として強調した。この課題を矯正するために、参加者たちは、より幅広い一連のセクターでの女性の教育から雇用への効果的で持続可能な移行を確保するために、対象を絞った公共政策とプログラムを要請した。参加者たちは、解決策は、「STEM における女性と女兒の数を決める」だけでなく、STEM 機関がジェンダーに対応したものであることを保障するために、それらを築き、変革することであることを指摘した。

8. 参加者たちは、職場の機能を改め、「人々を職場に合わせる」のではなく、「職場を人々に合わせる」新しい法的・政策的措置の必要性を強調した。そのような変化には、被雇用者が、自分のキャリアを犠牲にすることなく、育児休業や柔軟な労働計画を利用できる長期的で包摂的なキャリア開発への取組を必要とするであろう。医学を含めた STEM 関連分野の多くは、職場環境の点で特に厳しいものと認められており、従って基本的変革を必要としていた。参加者たちは、政府のイニシャティヴの再最優先順位付けと意思決定プロセスの変更を通して、有償の出産休業、父親休業、育児休業、ワーク・ライフ・バランス、男女双方の同一労働同一賃金を確立するための手段が取られた好事例を引用した。その他の成功したイニシャティヴには、企業文化と個人の優先事項と職業上の優先事項をバランスさせることをめぐる認識を変え、「よりスマートな」職場を推進するための全国的なワーク・ライフ・バランス・キャンペーンが含まれた。

9. しかし、そのような制度的措置、現実的で永続的な組織的変革も、行動が、学校、地域社会及び家庭レベルで取られる状態で、ボトム・アップの取組を必要とした。参加者たちは、STEM における女性と女兒のキャリア選択と昇格を支援する際に、家庭と社会の重要な役割を指摘した。国々の中には、イニシャティヴが、教育と所得を増やす機会との間の関連性についての意識を高めるために、両親とその他の家族を対象としており、これが女兒の就学率を高める結果となったところもあった。インターンシップやメンタリング・プログラムのような他の支援制度とつなげて、こういった取組が、公共・民間セクターと学界での女性の雇用のみならず、高等 STEM 教育における女性の雇用の急激な増加につながった。

10. 参加者たちは、多くの国々での根強い経済的課題のために、公共の雇用創出が依然として限られていると述べた。その結果、民間セクターのかかわりの増加が、STEM 関連分野の雇用とディーセント・ワークの機会を女性に提供するのみならず、女性の職場への参画を推進し、あるセクターでのジェンダー・ギャップをなくすためにも必要とされた。国々の中には、民間セクターの会社、特に STEM 関連分野の

会社が、比較的若い女性を雇用し、ジェンダー平等政策を確立し、職場での女性の権利を保護することに対して、税控除や減額された社会保障負担のような奨励策を提供されたところもあった。

11. 女性はしばしば、男性と強く関連しており、ネットワークを設立するためのアクセスを欠いている職業環境と分野に踏み込む際に課題に直面した。参加者たちは、労働市場、特に **STEM** 関連のセクターに参入するために女性を準備させる成功したイニシャティヴを強調した。参加者たちは、大学と公共・民間セクターが、レジュメと就職応募用紙を準備し、面接で成功するための自信とスキルを築く際に、若い女性にインターンシップ、就職の機会、キャリア・ガイダンス及び支援を提供するために協力しているプログラムの例を引用した。ロール・モデルとメンタリングの重要性を述べつつ、参加者たちは、**STEM** のキャリアへの若い女性の参入、引き止め及び進歩を育成し、この分野でのジェンダー・バイアスと固定観念を克服する強力な能力を持つことはできるが、こういった好事例がしばしばあまり活用されていないことを発見した。参加者が分かち合ったその他の好事例と有望なイニシャティヴには、メディア・キャンペーンと **STEM** における女性の業績と社会への貢献を強調する賞が含まれた。

12. 参加者たちは、この分野から出てくる **STEM** の内容と関連する知識が、女性と男性双方のニーズに対応し、女性が科学的・技術的開発と革新の利益を完全に獲得することを保障する必要性を論じた。従って、**STEM** 関連のセクターは、教育と雇用の見込みのある機会として、女性と女兒にアピールするために、構造改革を実施しなければならない。このために、教育制度とそのカリキュラム、科学と技術の調査とそのジャーナル、及びその助成金機関とその資金提供のモダリティのジェンダー分析が必要であった。

13. 参加者たちは、**STEM** の末端利用者の視点を反映する方法の改善の必要性を繰り返し述べた。参加者たちは、女性と女兒にこのセクターに対して関心を抱かせ、かかわらせる方法として、女性と女兒が明らかにした現実の世界と差し迫った問題を紐解くために **STEM** を利用する価値を強調した。一つの例は、高齢者のための支援技術を立案する時のケア提供者の関わりであろう。末端利用者重点グループ、参加型の行動調査及び多様性戦略の追求のような方法論の利用が奨励された。技術へのアクセスと技術移転も、ある技術を所有し、適合し、適用する女性の能力に相当の配慮をせずに考案される時、女性のニーズから切り離されてしまうこともある。

14. 情報コミュニケーション技術への女性のアクセスと利用は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントにとって、世論の動向を大きく変えるものとなる可能性があった。参加者たちは、デジタル識字訓練のみならず、技術への料金が手頃で、信頼できるアクセスの推進における進歩を分かち合った。その結果、女性は、その安全性を高める技術を利用するさらに大きな能力を持ち、価格情報、天気予報及びオンライン情報プラットフォームのようなコンテンツと自分を繋げ、法的サービス、社会サービス及び保健サービスのようなサービスを提供した。情報通信技術は、女性起業家にとっても重要であり、女性起業家が指導者やネットワークとつながり、世界市場で競争し、家庭から自分の事業を営む柔軟性を提供する手助けもできよう。ますます多くのビジネス・ウィメンが、技術的革新と新しい情報通信技術アプリケーションを立案し、開発した。しかし、参加者たちは、特に農山漁村地域の何百万人もの女性と女兒が、未だに情報通信技術へのアクセスが不十分であるか、またはアクセスが全くないことを認めた。

15. 参加者たちは、科学と技術への女性と女兒の参画を高める戦略の実施のための勧告を行った。その中に、**STEM** がジェンダー平等と女性のエンパワメントを支援することを保障することを目的として、**STEM** を生み出す人々と末端利用者双方のための世界フォーラムを設立するという勧告があった。参加者たちは、持続可能な開発目標とポスト 2015 年開発アジェンダがその行動、説明責任、投資及資金の動員に、ジェンダー平等及び **STEM** 関連の教育と雇用への女性と女兒のアクセスと参画を反映し、組み入れるべきであることも要請した。科学と技術における革新と開発は、女性と女兒のニーズに利益を与え、これを考慮しなければならない。

16. 参加者たちは、「北京宣言と行動綱領」実施の 20 年後のレビューは、見直しをさらに深め、**STEM** 教育と雇用への女性と女兒のアクセスと科学と技術の利益の享受を確保する行動を促進する機会となることを強調した。

3月19日(水)午後 第14回会議

議事項目4: 女性の地位に関する通報

委員会は、非公開会議で議事項目4を検討。

3月20日(木) 午前 第15回会議

議事項目5: 経済社会理事会の決議・決定のフォローアップ

議長(フィリピン)ステートメント

口頭による決定

議長の提案に基づき、委員会は公式文書に留意することを決定。

議事項目3(c): ジェンダー主流化、状況及びプログラムの問題

決議案の紹介

1. 後日投獄された者も含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの釈放(E/CN.6/2014/L.3)

主提案国: アゼルバイジャン

共同提案国: ベラルーシ、グルジア

2. 自然災害中のジェンダー平等と女性のエンパワーメント(E/CN.6/2014/L.4)

主提案国: 日本

共同提案国: アルゼンチン、ベルギー、ブルガリア、チリ、エストニア、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、パラオ、パナマ、ペルー、ポーランド、セルビア、スリランカ、スイス、米国、クロアチア、エルサルヴァドル、グアテマラ、インドネシア

日本の決議案紹介(梅本和義大使): 自然災害が、それが起こった時にも、その後も、人間の生活に深刻な影響を及ぼすことを私たちは認めます。さらに、自然災害は、多くの要因のために、女性と女兒により直接的で否定的なインパクトを与えます。

日本の安倍晋三首相が昨年9月の総会でのステートメントで明確にお約束したように、日本は、自然災害において女性と女兒に注意深く配慮する決議案を再び提出いたします。

本決議の目的は、災害危険削減(DRR)、対応及び復興のあらゆる段階でジェンダーに対応した取組の採用を強化するのみならず、2015年以降につながる様々なプロセス、特にポスト2015年の開発アジェンダに関する議論、2015年3月に日本の仙台市で開催されることになっております「災害危険削減に関する第三世界会議」、そして2016年にトルコのイスタンブールで開催されることになっております「世界人道サミット」への橋渡しとして役立つことでもあります。

協力と柔軟性の精神で、今日、ここにお示しするテキストに到達するためにご協力くださいました、4回の非公式協議にご参加くださいました皆様に深い感謝の念を表明したいと思います。

この協議に基づいて、テキストを強化し、例えば、女性の生殖に関する健康ケアへのアクセスの必要性、強制移動の状況での女性の特別な脆弱性、DRR、対応及び復興のあらゆる段階への女性の完全参画を高めることの重要性及び地域社会の回復力を強化するために、災害に先立つ災害危険管理にジェンダーの視点を主流化することの重要性を強調いたしました。

ジェンダーの視点が組み入れられた災害に対する準備努力は、回復力、対応及び復興努力を改善し、それによって災害が起こった時に女性と女兒を保護するのみならず、自然災害の状況でも、正常な生活においても女性と女兒をエンパワーする可能性があります。

この決議がコンセンサスで採択されることを望み、すべての政府代表団が共同提案国になってくださるようお勧めいたします。

3. 女性・女兒・HIV とエイズ(E/CN.6/2014/L.5)

主提案国: マラウィ(南部アフリカ開発共同体を代表)

4. パレスチナ女性の状況と支援(E/cn.6/2014/L.6)

主提案国: ボリヴィア多民族国家(G77/中国を代表)

議事項目 3(継続)

一般討論

タジキスタン、国際開発法団体、アジア太平洋女性法律開発フォーラム、ポスト 2015 連合、反女性の人身取引連合、イクオリティ・ナウ、Federatie van Nederlandse Verenigingen tot Integratie van Homoseksualiteit COC Nederland、女性家族計画ネットワーク連盟、フウミニスト・マジョリティ財団 -- 女兒作業部会、NGO/CSW アフリカ、ヘルプエイジ・インターナショナル、ヒューマン・ライツ・ナウ、インド法律リソース・センター、国際大学女性連盟、ペン・インターナショナル、国際労働組合総連合、国際女性保健連合、Ipas、長老派協会、(メンケア+コンソーシアム)スティッチング Rutgers WPF、人権のための女性— 独身女性グループ、生殖に関する権利女性グローバル・ネットワーク、世界ガール・ガイド/ガール・スカウト協会、国際民主的弁護士協会、Red de Salud de las Mujeres Latinoamericanas y del Canbe

国際大学女性連盟ステートメント(Polly Woodard): 質の高い中等・高等教育へのアクセスは、女性と女兒の平等を達成する最も効果的方法の一つであり、基本的人権でなければなりません。

2013 年 8 月のトルコのイスタンブールでの第 31 回国際大学女性連盟(IFUW)総会で、代議員は、就学率が最も低い世界の地域で、「すべての女性と女兒の教育への安全なアクセスの権利」を再確認いたしました。さらにある決議は、先住民族のための質の高い教育に資金を提供するために、先住民族指導者と協働するよう各国政府に要請しました。

2012 年の「万人のための教育世界監視報告書」は、少なくとも 2 億 5,000 万人の初等教育年齢の子どもたちが、4 年間学校に通った後でさえも、読み書き算数のスキルを欠いていることを確認しています。教育へのアクセスを改善する際の公約と進歩にもかかわらず、学習目標は、全世界で達成されておりません。学習への障害には、文化的・伝統的偏見、不適切で危険な校舎、不適切な公衆衛生(下水処理)の状態、教科書や資格のある女性教師のような教育資源の欠如が含まれているのかも知れません。教員の給料や訓練もまた別の問題です。移動する子どもや難民の子どもは、特別な危険にさらされています。

多くの途上国で、大勢の女兒が小学校以降の教育にアクセスできず、アクセスできる子どもの率が減少しつつある国もあります。女性と女兒を学校に在籍させ、高等教育を受けることができるようにするために適切な行動を取ることが極めて重要であります。

識字スキルと算数スキルを十分に身につけた女兒は、貧困、飢餓、暴力、虐待、搾取と人身取引、HIV/エイズ及び妊産婦死亡に対して脆弱ではない女性になります。

世界中での基本的科学、技術、情報技術(IT)における根強いジェンダー不均衡は、中等教育から大学、専門職、上級管理職、高いレベルの意思決定へと進む女性の数の減少によって示されています。

ポスト 2015 年の世界における進歩を正確に測定し、いかに教育資源を配分するかに関して賢明な決定をする際に、政策策定者を支援するために、労働力における女性と女兒についての質の高い性別データに資金を提供し、収集することが極めて重要です。

最高のレベルに至るまでの質の高い教育と訓練を通じた女性と女兒の人権、平等及びエンパワーメントを推進する主導的な世界的団体として、IFUW は、以下を勧告します:

- ・加盟国である各国政府が、女性と女兒の教育に関して、国際条約の責務を尊重し、これをそのポスト 2015 年目標の不可欠の部分とすること。
- ・教育政策が科学・技術・革新プログラムにおける女性の就学を奨励すること。
- ・女性の政府及び政治への関わりを増やすこと。
- ・女性の経済的・技術的資源へのアクセスを増やすこと。
- ・加盟国政府は、女性と女兒の教育に関連する正確で関連性のあるデータを収集し、このデータが性別に分類された形で提供され、政策開発の基礎として利用されること。

一般討論ステートメント分析

ステートメント総数: 198 国グループによるステートメント: 12
各国によるステートメント: 150
国際機関によるステートメント: 11
NGO によるステートメント: 25

女性によるステートメント: 153(77%)
男性によるステートメント: 45(23%)

ステートメント内容

開発(ミレニアム開発目標他 ¹)	136	政治参画(意思決定、クォータ制等 ²)	82
女性と女兒に対する暴力 ³	123	女性と女兒のエンパワーメント	79
保健(妊産婦保健、性と生殖に関する健康) ⁴	105	労働(雇用、賃金格差、労働市場等 ⁵)	56
ジェンダー平等(男女共同参画)	101	女性と女兒の人権	36
教育(初等教育、就学率、中等教育等) ⁶	95	女性と女兒に対する差別	29

3月21日(金)午前 第16回会議

議事項目 3(継続)

決議の採択

1. 後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの釈放(E/CN.6/2014/L.3)---PBIなし
主提案国: アゼルバイジャン
追加共同提案国: アルゼンチン、アルメニア、トルコ、米国
コンセンサスで決議を採択

決議内容

婦人の地位委員会は、

「国連憲章」の目的、原則及び規定に導かれ、

国際人道法、特に 1949 年 8 月 12 日の「ジュネーヴ条約」⁷及び 1977 年のその「追加議定書」⁸並びに人権の関連国際基準、特に「世界人権宣言」⁹、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」¹⁰、「市民的・政治的権利国際規約」⁴、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」¹¹、「子どもの権利に関する条約」¹²、「拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰禁止条約」¹³及

¹ ホスト 2015 年の開発アジェンダ(62)、独立したジェンダー平等目標(35)、持続可能な開発(28)。

² 意思決定(38)、クォータ制(7)。

³ ジェンダーに基づく暴力(32)、子ども・早期強制結婚(10)、性的暴力(10)

⁴ 妊産婦保健(51)、性と生殖に関する健康(37)、乳幼児保健(28)、HIV とエイズ(23)、母子感染(6)。

⁵ 雇用(25)、賃金格差(11)、労働市場(11)、女性起業家(7)。

⁶ 初等教育(22)、就学率(13)、中等教育(11)、高等教育(11)、男女同数(9)

⁷ 国連、条約シリーズ、第 75 巻、第 970-973 号。

⁸ 同上、第 1125 巻、第 17512 及び 17513 号。

⁹ 総会決議 217A(III)。

¹⁰ 総会決議 2200A(XXI)、付録を参照。

¹¹ 国連、条約シリーズ、第 1249 巻、第 20378 号。

¹² 同上、第 1577 巻、第 27531 号。

¹³ 同上、第 1465 巻、第 24841 号。

び世界人権会議によって 1993 年 6 月 25 日に採択された「ウィーン宣言と行動計画」¹⁴の原則と規範にも導かれ、

2006 年 12 月 20 日の決議 61/177 で、総会によって採択された「強制失踪からのすべての人々の保護のための国際条約」を相当に考慮に入れ、

後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの釈放に関するこれまでのすべての決議¹⁵、並びに人権委員会と人権理事会の人質取りに関するすべての決議及び 2006 年 12 月 19 日の総会決議 61/172 を想起し、

女性と子どもが、性的暴力と生殖に関する健康問題を含め、人質に取られた時の特別な脆弱性を担っていることを認め、

全ての人々に生命、自由、人間の安全保障への権利があり、人質取りが、国際社会にとって重大問題の犯罪であることも認め、

文民の保護に関連する国際人道法の文書に含まれている関連規定をそれなりに想起し、

「北京宣言と行動綱領」¹⁶並びに「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する「第 23 回特別総会」の成果文書¹⁷及び女性と子どもに対する暴力に関する規定を含め、「子どもにふさわしい世界」と題する子ども特別総会の成果文書¹⁸を想起し、第 49 回婦人の地位委員会での「北京宣言と行動綱領」の 10 年後のレビューと評価及び「北京宣言と行動綱領」の採択 15 周年記念に関する総会の決定 64/530 を歓迎し、

武力紛争の防止に関する 2003 年 7 月 3 日の総会決議 57/337 及び女性・平和・安全保障に関する 2000 年 10 月 31 日の安全保障理事会決議 1325(2000 年)号、2008 年 6 月 19 日の 1820(2008 年)号、2009 年 9 月 30 日の 1888(2009 年)号、2009 年 10 月 5 日の 1889(2009 年)号及び 2010 年 12 月 16 日の 1960(2010 年)号、2013 年 6 月 24 日の決議 2106(2013 年)号及び 2013 年 10 月 18 日の 2122(2013 年)号並びに子どもと武力紛争に関する 2000 年 8 月 11 日の決議 1314(2000 年)号、2001 年 11 月 20 日の 1379(2001 年)号、2003 年 1 月 30 日の 1460(2003 年)号、2004 年 4 月 22 日の 1530(2004 年)号、2005 年 7 月 26 日の 1612(2005 年)号、2009 年 8 月 4 日の 1881(2009 年)号、2011 年 7 月 12 日の 1998(2011 年)号、2012 年 9 月 19 日の 2068(2012 年)号及び 2014 年 3 月 7 日の 2143(2014 年)号及び身代金のための誘拐とテロリストによる人質に関する 2014 年 1 月 27 日の決議 2133(2014 年)号を想起し、

世界中の多くの地域での武力紛争の継続とそれらが引き起こす人間の苦しみと人道緊急事態に重大な懸念を表明し、

後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもは、国際的なものであろうと、非国際的なものであろうと、国際人道法と人権法を含めた国際法の重大な違反の被害者であり、これら紛争をなくそうとする努力に否定的な影響を与え続け、これら女性と子どもの家族に苦しみを与えることに留意し、この点で、とりわけ人道的観点からこの問題に対処する必要性を強調し、

女性と子どもを人質に取ることを含め、文民そのものに対して行われる武力紛争地域でのあらゆる形態の暴力が、特に 1949 年 8 月 12 日の「ジュネーブ条約」で定められているように、国際人道法に重大に違反するものであることを強調し、

武力紛争の当事国である国々には、武力紛争中に女性と子どもを人質に取り、後日投獄することをせず、紛争のすべての当事国は、人質を取ることを控えなければならないことを念頭に置き、女性と子どもを保護するために、関連メカニズム、政策及び法律の実施に関して説明責任を確保する責任があるこ

¹⁴ A/CONF.157/24(第 I 部)、第 III 章。

¹⁵ 決議 39/2, 40/1, 42/2, 43/1, 44/1, 45/1, 46/1, 48/1, 50/1, 52/1, 54/3 及び 56/1。

¹⁶ 1995 年 9 月 4-15 日、北京、第 4 回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号 E.96.IV.13)、第 I 章、決議 I、付録 I 及び II。

¹⁷ 総会決議 S-23/2、付録及び決議 S-23/3、付録。

¹⁸ 総会決議 S-27/2、付録。

とを認識し、

国際社会の努力にもかかわらず、様々な形態の人質取りの行為、特にテロリストや武装集団が行う行為が継続して起こっており、世界の多くの地域で増加させしていることを懸念し、

ある地域では国際組織犯罪と場合によってはテロリストとの関連性が増加していることによって提起される重大な脅威に懸念と共に留意し、資金集めまたは政治的譲歩を得ることを含め、何らかの目的のために行われる誘拐と人質取りの事件を強く非難し、

このような忌まわしい慣行をなくすために、国際人道法に従い、国際人権基準に従って、人質取りには、国際社会の側での断固とした、堅固な、一致した努力が必要であることを認め、

武力紛争地域で人質に取られた女性と子どもの迅速で無条件の釈放が、「北京宣言と行動綱領」並びに「第23回特別総会」の成果文書及び女性と子どもに対する暴力に関する規定を含めた「子どもにふさわしい社会」と対する「子ども特別総会」の成果文書に含まれている崇高な目的の実施を推進するという強い信念を表明し、

1. ところで誰が行おうとも、人質取りは、人権の破壊を目的とする違法行為であり、いかなる状況の下でも正当化できないことを再確認する。

2. 武力紛争の状況で、国際人道法に違反して文民そのものに対して行われるすべての暴力行為を非難し、この分野での国際協力を強化することを含め、そのような行為に対する効果的対応、特に後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの即時釈放を要請する。

3. 人質取りの結果、特に拷問及びその他の残酷で非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰、殺害、強姦、奴隷制度及び女性と子どもの人身取引も非難し、その結果を嘆かわしく思う。

4. 武力紛争の当事国である国々に、後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの身元、運命、所在を時宜を得て決定するすべての必要な措置を取り、適切なチャンネルを通して、できる限りその家族にその運命と所在に関する手持ちの情報を提供するように要請する。

5. この点で、すべての適切な法的・实际的措置及び調整メカニズムを含め、包括的取組を採用するように国々に勧める。

6. 国際及び国内の法的規範と基準に従って、後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもに関する情報の収集・保護・管理の必要性を認め、特にすべての関連する適切な情報を提供することにより、お互い及びその他のこの領域で活動している適切な行為者と協力するように各国に要請する。

7. 国際人道法の規範を完全に尊重し、人質取りの行為を防止し、闘う措置を含め、文民そのものの保護のためのすべての必要な措置を取るよう、すべての武力紛争当事国に強く要請する。

8. 国際人道法に従って、それら女性と子どものために、安全で妨げられることのない人道支援へのアクセスを提供するよう、すべての武力紛争当事国に要請する。

9. 後日投獄された者を含め、人質に取られた女性と子どもの運命と所在を確定する際に、国際赤十字委員会と完全に協力するよう、すべての武力紛争当事国に要請する。

10. 国際法に従って、人質取りと性的暴力を含め、戦争犯罪に対して責任を有する者を訴追し、裁判にかけるすべての国々の説明責任と責任を強化する必要性を強調する。

11. 和平プロセスの一部として、すべての司法メカニズムと法の支配メカニズムに関連して、透明性、説明責任及び一般の人々の関わりと参画に基づいて、後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの釈放の問題に対処する必要性も強調する。

12. その釈放を促進する際に、関連国際団体が検証できる人質に関する性別・年齢別データの分析と普

及の改善を含め、客観的で、責任ある、公平な情報の重要性を強調し、この点で、これら団体への支援を要請する。

13. これら状況において、性的暴力を含め、後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの暴力に対する特別な脆弱性を認め、彼らのリハビリテーションの重要性を強調する。

14. 本決議の状況で、特に安全保障理事会決議 1325(2000年)号に関連する情報の継続する幅広い普及を確保するよう、事務総長に要請する。

15. それぞれの権限を利用し、後日投獄された者を含め、人質に取られている文民女性と子どもの即時釈放を促進する努力を払うようにも事務総長及びすべての関連国際団体に要請する。

16. 子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表及び紛争中の性的暴力に関する事務総長特別代表のみならず、それぞれの権限内で特別報告者に、後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの問題とその結果に継続して対処するよう勧める。

17. 各国及び関連国際団体によって提供される情報を考慮に入れて、関連する実際の勧告を含め、本決議の実施に関する報告書を第60回婦人の地位委員会に提出するよう事務総長に要請する。

18. 第60回会期でこの問題を検討することを決定する。

2. 自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント(E/CN.6/2014/L.4)---PBI なし

主提案国: 日本

追加共同提案国: アンティグア・バーブダ、オーストラリア、オーストリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルキナファソ、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、フィンランド、フランス、ガンビア、グルジア、ホンデュラス、ハンガリー、インド、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ケニア、キリバティ、ラオ人民民主主義共和国、リベリア、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、ミャンマー、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、ポルトガル、韓国、ルーマニア、サモア、スロヴァキア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、タイ、トンガ、トルコ、トゥヴァル、英国、ウルグアイ、ベナン、ブルンディ、セントキッツ・ネヴィス、ウガンダ

コンセンサスで決議を採択

決議内容

婦人の地位委員会は、

自然災害は、その後も人間の生活と生活条件に悪影響を及ぼし、女性と女児並びに子ども、高齢者、障害者のような脆弱なグループの中の脆弱な人々に、より直接的で否定的な影響を与え、社会的排除、ジェンダー不平等、ジェンダーに対する固定観念、異なった家族の責任、女性差別、貧困並びに適切なサービス、情報、経済的機会、資格、司法及び安全への平等なアクセスの欠如のために、男性と女性に異なった影響を与えることを念頭に置き、

「北京行動綱領」¹⁹及び「第23回特別総会」の成果²⁰の中の自然災害の悪影響を受けた女性と女児に関する公約を再確認し、成果文書が、災害危険削減、対応、復興戦略にジェンダーの視点を組み入れる必要性を強調していることも再確認し、

自然災害中に、平均して女性の18%から20%を占める妊婦または授乳中の女性及び女児は、その限られた身体的移動性と食糧と水及び生殖に関する保健ケアと安全な出産施設へのアクセスの必要性が高いために、災害に対してより脆弱であることに留意し、

¹⁹ 1995年9月4-15日、北京、第4回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号E.96.IV.13)、第I章、決議I、付録II。

²⁰ 総会決議S-23/2、付録及び決議S-23/3、付録。

自然災害が、強姦と性的搾取、ドメスティック・ヴァイオレンス、望まない妊娠、性感染症及び性と生殖に関する健康ケアへのアクセスを妨げられることから高い危険に直面している妊婦を含めた生殖に関する健康に関連する併発症の可能性を高めることもあることを認め、

自然災害が、特に女性と女児のジェンダーに基づく暴力及び否定的な対処戦略に対する脆弱性を高め、教育、雇用、保健ケア及びその他の重要なサービスにアクセスするその能力に対する障害を生み出し、支援のネットワークから彼女たちを切り離す広範で長引く避難生活につながることもあることに留意し、

2012年3月9日の決議 56/2²¹を想起し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントをさらに強化する継続する必要性を念頭において、

2002年3月15日の第46回婦人の地位委員会の合意結論²²、2003年3月11日の婦人の地位委員会決議 49/5²³並びに「気候変動政策と戦略におけるジェンダー平等の主流化と女性のエンパワーメントの推進」と題する2011年3月4日の委員会決議 55/1²⁴、2005年1月18日から22日まで日本国、兵庫県、神戸市で開催された「災害削減世界会議」で採択された「兵庫宣言」²⁵と「2005年から2015年までの兵庫枠組：災害に対する国と地域社会の回復力を築く」²⁶、「我々の望む未来」と題する、2012年6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議」の成果文書²⁷、並びに2013年12月13日の決議 68/102及び68/103、2013年12月20日の決議 68/211を含めたすべての総会関連決議及び2013年7月17日の経済社会理事会決議 2013/6も想起し、

2015年と2016年に至る様々なプロセス、特にポスト2015年開発アジェンダ、2015年3月に日本国仙台市で開催される「第3回災害危険削減世界会議」及び2016年にトルコ国イスタンブールで開催される「世界人道サミット」に関する討議に留意し、

ジェンダーに対応した災害管理を含め、災害対応におけるさらなる努力の重要性を強調しつつ、2013年11月8日にフィリピンを襲った猛烈な台風ハイラン(ヨランダ)及び2011年3月11日に東日本を襲った破壊的地震を含めた世界のあらゆる部分での自然災害及び最近の人道アピールで対処されたものを含めたその他の最近の自然災害のための救援・復興努力において、国際社会によって与えられた継続する支援と援助のみならず、影響を受けた国々の対応と長期的復興努力を歓迎し、

災害対応と長期的復興企画と実施へのジェンダーの視点の組み入れが、復興期間を短縮し、短期的・長期的復興努力におけるさらなる効率と公正につながり、全地域社会の回復力を強化することを認め、

早期防止・対応プログラムを通じた自然災害の状況でのジェンダーに基づく暴力からの保護が、罹病率や死亡率を削減することもあることも認め、

ジェンダー平等、女性のエンパワーメント、社会的・経済的包摂及び開発を推進する地域社会を基盤とする取組を通じた人々の中の社会的絆によって支えられる包摂的社会を築くために、人権を完全に尊重し、地域社会の回復力を強化し、災害に対する社会的・経済的脆弱性を削減する、人々を中心とした包括的取組を通して、災害危険削減、対応、復興のあらゆる段階で、女性と女児並びに子ども、高齢者、障害者のようなグループの中の脆弱な人々の非差別的参画と包摂を確保することの重要性を強調し、

1. リハビリと再建を含め、災害危険削減、対応、復興において女性が重要な役割を果たすことを認め、対応と準備努力及び災害の対応に効果的に参画するための女性のアクセス、能力、機会を強化する必要性を認める。

2. 自然災害とそこから回復する能力は、女性と男性とでは異なった影響を及ぼすこともあり、災害後

²¹ 2012年経済社会理事会公式記録、補遺第7号(E/2012/27-E/CN.6/2012/16)、第I章、セクションD。

²² 同上、2002年、補遺第7号(E/2002/27-E/CN.6/2002/13)、第I章、セクションA。

²³ 同上、2005年、補遺第7号及び訂正版(E/2005/27-E/CN.6/2005/11及びCorr.1)、第I章、セクションD。

²⁴ 同上、2011年、補遺第7号(E/2011/27-E/CN.6/2011/12)、第I章、セクションD。

²⁵ A/CONF.206及びCorr.1、第I章、決議I。

²⁶ 同上、決議2。

²⁷ 総会決議66/288、付録。

の復興、リハビリ及び再建中のジェンダーに配慮したニーズ評価を含め、ジェンダーに配慮した取り組みが災害に対する脆弱性を生み出し、経済的・社会的再統合と生産性に必要な時間を長引かせことも認める。

3. リハビリと再建中の物理的インフラに重点を置くことに加え、住居、所得創出と農業の領域での社会的・経済的変革とインフォーマル・セクター及び心理社会的カウンセリングを含めた保健ケアも、ジェンダーの優先事項に適切に対処するために、考慮に入れられるべきであることをさらに認める。

4. 各国政府及び、適宜、国連機関、NGO と民間セクターを含めた市民社会及び利害関係者に以下を要請する：

(a) 自然災害が女性と男性に与える異なった影響を考慮に入れて、国内政策、戦略及び計画を見直し、災害危険の削減、対応及び回復のための政策、企画及び資金提供にジェンダーの視点を統合するための行動を取ることを。

(b) 科学と情報通信技術を含めた技術の領域を含め、情報と教育への女性のアクセスを促進し、高め、このようにして自然災害中を含め、環境的意思決定への参画とリーダーシップのためのその知識、スキル及び機会を強化すること。

(c) 災害危険削減、対応及び復興に関連するあらゆるレベルの資金の配分に関連して、意思決定への女性及び適宜女兒のリーダーシップと参画の平等な機会を確保すること。

(d) 災害危険削減、対応及び復興へのジェンダーに対応した取組を適用するために、あらゆるレベルの関連当局と機関の能力、意識及び協力を強化すること。

(e) 災害危険削減、対応及び復興のあらゆる段階で、あらゆる人権の女性と女兒による完全享受を確保すること。

(f) 女性専門家の関わりと現地ワーカーの間のジェンダー・バランスを奨励しつつ、食糧と支給品、水と公衆衛生(下水処理)、避難所の設立と管理、安心・安全の提供及び性と生殖に関する健康を含めた身体的・心理的・緊急保健ケア及びジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーのためのカウンセリング・サービスの提供の状況で、妊婦と授乳中の女性、思春期の女兒、乳幼児または高齢者のいる家庭、一人親家庭及び障害者と寡婦のニーズに特別な注意を払って、女性、女兒、男児、男性のための災害救援援助への平等なアクセスを確保するために最善の努力を払い、災害対応とニーズに完全に対応し、女性と女兒の考えとすべての人権の享受を尊重する復興と開発のための支援を提供すること。

(g) ジェンダー・マーカー制度を利用し、人道プログラム・サイクル全体を通して、関連するジェンダー公約に関して報告するよう実施パートナーに要請すること。

(h) 災害危険削減、対応・復興のあらゆる段階で、人身取引と女兒、付添のない子ども及び孤児並びに障害を持つ女性と子どもの特別な脆弱性を含め、様々な形態のジェンダーに基づく搾取と虐待の防止に特別な注意が払われることを保障すること。

(i) 災害危険削減、対応、復興のあらゆる段階で、ジェンダーに基づく暴力の被害者への保護、ケア及び支援の提供及びその再被害を避けるために、サヴァイヴァーのニーズを考慮に入れて、特に性的暴力とジェンダーに基づく暴力事件の捜査と訴追において、適宜、ジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーのための法的、医療的、心理社会的及びその他の関連サービスの提供も確保すること。

(j) 社会的・経済的プロセスにおけるその役割のために、女性の迅速な統合または正規の雇用セクターへの再統合に対する障害の撤廃に注意を払い、自然災害が引き起こすかも知れない農村漁村と都会の移動を考慮に入れて、男性と女性の平等な経済的機会を確保する手助けをするために、職業・技術・スキル訓練措置を含め、ジェンダーに対応した経済的救援と長期的復興プロジェクトを立案・実施・評価すること。

(k)食糧とサービスの地方での調達、必要な社会サービスの確立及び市場、貸付、現金給付、社会保障ネット及びその他の金融サービスのよう手段を通じた地域社会を基盤とした事業及び家庭を基盤とした事業を支援し、その立案に女性をかかわらせ、食料品、水及び燃料の確保及び学校が閉鎖されている子どもたちの世話のような仕事のために災害後の女性の時間にかかる追加の重荷を考慮に入れることにより、自然災害の影響を受けた女性、特に農山漁村女性のための所得創出活動と雇用機会を立案する際に、女性を推進し、かかわらせること。

(l)自然の危険早期警告への女性と男性の平等なアクセスと平等な参画を確保し、女性、女兒、男児、男性の特別なニーズ、考え及びすべての人権を考慮に入れて、国内・準国内・地域社会レベルでの災害危険削減企画を推進し、一般国民の意識を啓発し、科学と技術の領域を含め、災害危険削減へのジェンダーに対応した取組に関する訓練をあらゆるレベルで提供すること。

(m)災害危険削減に関連するプロセスでの女性と女兒の声及び参画を強化するために、女性と女兒のための災害危険削減に関する情報、訓練、正規・非正規教育への平等なアクセスと利用を確保すること。

(n)状況的社会分析とジェンダー分析の目的で、女性・女兒・男児・男性の異なった対処戦略、ニーズ、能力、知識、優先事項及び脆弱性を明らかにし、対処するために、とりわけ、性、年齢、障碍別の人口学的・社会経済的データと情報を組織的に収集し、分析し、利用し、ジェンダーに対応したニーズ評価、参加型企画プロセス、及び方法論を通じたジェンダー指標を継続して開発し、ジェンダー差を分析し、プログラムと政策の効果を確保し、生活と生計の損失を減らすために、この情報を、災害危険削減と管理政策とプログラムに統合すること。

(o)ジェンダーの視点から、災害危険削減、災害、復興対応を文書化し、評価し、災害危険削減企画への統合を推進し、確保するために、好事例、学んだ教訓、災害危険削減を支援するテクノロジーを含めたツールを国内的・地域的・国際的に広く普及すること。

(p)災害危険削減企画と管理において、女性の完全参画を確保する包摂的で災害からの回復力のある社会の建設を推進する際に、地域社会を基盤とする団体、女性と思春期の女兒の団体、ボランティアを含めた市民社会の役割を認め、さらに推進すること。

(q)特に女性と女兒のニーズに応える際に、女性専門家とボランティアが果たす重要な役割も認め、災害危険削減、対応及び復興へのその参画をさらに奨励すること。

(r)災害危険削減、対応及び復興のあらゆる側面でのジェンダーの視点を強化するために、各国政府、国連機関、NGO と民間セクターを含めた市民社会のようなその他の関連行為者の間に建設的パートナーシップを築くこと。

5. 資金提供の決定で、ジェンダー・マーカー制を利用しているドナー国を推奨し、そのような制度を利用するよう、各国政府及び適宜、国連機関、NGO と民間セクターを含めた市民社会及びその他の利害関係者を奨励する。

6. 被災国の政府と調整して、災害危険削減、対応及び復興努力において、ジェンダーに対応したプログラム形成と資金の配分を通して、女性と女兒の脆弱性と能力に対処するよう、各国政府、地方自治体、国連システム及び地域団体を奨励し、ドナー国及びその他の支援国に勧める。

7. ジェンダーの視点が災害危険削減、対応及び復興のすべての側面に継続して主流化され、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連システム全体にわたる行動計画」の下でそのような主流化に向けた進歩に関して組織的に報告することを保障するよう、それぞれのマנדートに従って、すべての関連国連機関に要請する。

8. 地域社会の回復力を強化し、災害に対する社会的脆弱性を減らすために、災害に先立つ災害危険管理にジェンダーの視点と障碍者の視点を主流化することの重要性を強調し、「第3回災害危険削減世界会議」とその準備プロセスを含め、様々なプロセスに、子ども、高齢者、障碍者のようなグループの中の脆弱な人々のみならず、女性の包摂的参画と貢献の必要性を認める。

9. 災害危険削減、対応及び復興において、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを達成するための指標を含め、2015年以降の災害危険削減のための枠組に危険削減と回復力の構築のための戦略目標を推進するよう各国政府に要請する。

10. 自然災害に関連するので、その活動、国際的な交渉プロセス及び協議、特にポスト2015年の開発アジェンダの策定にジェンダーの視点の包摂を継続して推進するよう、国連システム、加盟国及びその他の利害関係者に要請する。

11. 過去の人道行動からの経験と学んだ教訓に基づいて、2016年に開催されることになっている「世界人道サミット」に向けた準備プロセスでジェンダーの視点を分かち合い、このようにしてサミットのテーマにジェンダーの視点を主流化するよう、各国政府、国連機関、NGOと民間セクターを含めた市民社会及びその他のステークホルダーに要請する。

3. パレスチナ女性の状況と支援(E/CN.6/2014/L.6)---PBIなし

主提案国: ボリヴィア多民族国家(G77/中国を代表)

共同提案国: トルコ

票決前ステートメント: オランダ(欧州連合を代表)、スイス

賛成 22 票、反対 1 票、棄権 10 票で決議を採択し、採択を求めてこれを経済社会理事会に勧告。

票決後ステートメント: 米国、日本、パレスチナ、マレーシア

決議内容

経済社会理事会は、

事務総長報告書²⁸を感謝と共に検討し、

「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」²⁹、特にパレスチナ女性と子どもに関連するパラグラフ 260、「第4回世界女性会議」で採択された「北京行動綱領」³⁰及び「女性2000年: 21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する「第23回特別総会」成果文書³¹を想起し、

2013年7月24日の決議2013/17及び武力紛争の防止に関する2003年7月3日の総会決議57/337及び女性・平和・安全保障に関する2000年10月31日の安全保障理事会決議1325(2000年)号を含めたその他の関連国連決議も想起し、

文民の保護に関係しているので、「女性に対する暴力撤廃宣言」³²をさらに想起し、

「市民的・政治的権利国際規約」³³、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」²⁷及び「子どもの権利に関する条約」³⁴を想起し、これら人権条約が、東エルサレムを含むパレスチナ被占領地で尊重されなければならないことを再確認し、

厳しいイスラエルの違法な占領の影響とそのあらゆる形態から生じる、東エルサレムを含めたパレスチナ被占領地のパレスチナ女性の重大な状況について深い懸念を表明し、

家屋の破壊、パレスチナ人の立退き、居住権の取り消し、恣意的拘禁と投獄及びパレスチナ文民とその財産に対する入植者のエスカレートする暴力、並びに貧困、失業、食糧の不安定、不適切な水の供給と危険な飲用水、ドメスティック・ヴァイオレンス事件及び増加するトラウマの発生と心理的福利の衰

²⁸ E/CN.6/2014/6。

²⁹ 1985年7月15-26日、ナイロビ、国連婦人の10年: 平等・開発・平和の業績を見直し評価するための世界会議報告書(国連出版物、販売番号E.85>IV.10)、第I章、セクションA。

³⁰ 1995年9月4-15日、北京、第4回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号E.96.IV.13)、第I章、決議I、付録II。

³¹ 総会決議S-23/2、付録及び決議S-23/3、付録。

³² 総会決議48/104を参照。

³³ 総会決議2260A(XXI)、付録を参照。

³⁴ 国連、条約シリーズ、第1577巻、第27531号。

退を含めた低下する保健、教育、生活水準の継続を含め、イスラエルの占領下で暮らすパレスチナ女性と女兒が直面している増加する困難についても重大な懸念を表明し、パレスチナ被占領地、特にガザ地区での現地の恐ろしい人道危機と危険と不安定について重大な懸念を表明し、

東エルサレムを含むパレスチナ被占領地でのパレスチナ女性と女兒の恐ろしい経済的・社会的条件及び2国並立の解決策に基づく平和に対する主たる障害となり続けている入植地と障壁の建設と拡大に特に関連して、文民の強制移動と土地の差し押さえを含め、継続するイスラエルの違法な慣行の厳しいインパクトから生じる組織的な人権侵害、継続する閉鎖と妊婦の出産後ケアと安全な出産のための保健サービスへのアクセスを含めた保健ケア、教育、雇用、開発、移動の自由への権利に害を及ぼす、東エルサレムを含めたパレスチナ被占領地全域を通じた許可制度を含め、人と品物の移動制限を嘆かわしく思い、

2012年11月の作戦を含めたイスラエル軍の作戦から生じるガザ地区の重大な社会経済的・人道状況、及び長引く国境検問所の閉鎖と人と品物の移動の厳しい制限、並びにガザ地区の文民、特に女性と子どもの生活のあらゆる側面に悪影響を及ぼす占領軍であるイスラエルによる再建プロセスの妨害より成る継続する閉鎖について重大に懸念し、

パレスチナ女性とその家族が直面している恐ろしい社会経済的・人道的状況を緩和するために、支援、特に緊急事態支援を提供することの重要性を強調し、現地の国連機関及びその他の人道援助機関によって提供されつつある重要な努力と支援を認め、

地域のすべての女性の安全と福利を確保する努力の一部として、平和構築と紛争防止と紛争の平和的解決に関連する意思決定における女性の役割を増やすことの重要性を強調し、平和と安全保障の達成、維持、推進のためのあらゆる努力への女性の平等な参画とかかわりの重要性を強調し、

1. イスラエルの占領は、依然として地位の向上、自立、社会の開発への再統合に関してパレスチナ女性にとっての主要な障害であることを再確認し、紛争防止と解決に関する意思決定におけるその役割を強化し、平和と安全保障の達成、維持、推進のためのすべての努力への女性の平等な参画とかかわりを確保する努力の重要性を強調する。

2. パレスチナ女性とその家族が直面している恐ろしい人道危機を緩和しようと努力して、緊急に必要とされる支援、特に緊急事態支援を継続して提供し、すべての国際支援プログラムにジェンダーの視点を統合して、関連パレスチナ機関を助けるよう国際社会に要請し、世界銀行、国際通貨基金及び国連を含め、国際機関によって確認されたように、独立したパレスチナ国家の機関建設のためのパレスチナ政府の2009年8月の計画の実施と達成されたかなりの業績を推奨し、これら努力の継続する支援を要請する。

3. パレスチナ女性とその家族の権利を保護するために、占領軍であるイスラエルが、「世界人権宣言」³⁵、1907年10月18日の「ハーグ第4条約」に添付されている「規則」、1949年8月12日の「戦時中の文民保護に関連する「ジュネーヴ条約」³⁶及びその他のすべての関連する国際法の規則、原則及び「国際人権規約」²⁷を含めた条約の規定と原則に完全に従うよう要求する。

4. パレスチナ女性と女兒の人権の推進と保護に特別な注意を継続して払い、イスラエルの占領下で暮らすパレスチナ女性と女兒が直面している困難な条件を改善する措置を強化するよう国際社会に要請する。

5. 関連国連決議に従って、すべての難民・強制移動させられたパレスチナ女性と子どものその家と財産への帰還を促進するようイスラエルに要請する。

6. 1967年に始まった占領を終わらせ、国連決議、イスラエル・パレスチナ紛争に対する永久的2国並

³⁵ 疎開決議 217A(III)。

³⁶ 国連、条約シリーズ、第75巻、第973号。

立の解決に向けたカルテットの道程表³⁷及び第14回アラブ諸国連合会議によって採択された「アラブ平和イニシアティブ」³⁸に基づいて、イスラエル及びその近隣諸国と平和に安全に並んで暮らす民主的で、隣接し、存続できるパレスチナ国家の独立という結果となる正しく、永続的で、包括的な平和的解決達成のための和平プロセスの折衝を推進し、促進する際に、当事国を支援するために、カルテットを含めた維持される積極的な国際的かかわりの緊急の必要性を強調する。

7. 「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」²³、特に、パレスチナ女性と子どもに関するパラグラフ260、「北京行動綱領」²⁴、及び「女性2000年：21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する「第23回特別総会」の成果文書²⁵の実施に関して、継続して監視し、行動を起こすよう、婦人の地位委員会に要請する。

8. 事務総長報告書²²に述べられているものを含め、あらゆる手段を尽くして、パレスチナ女性の状況を継続して見直し、支援し、本決議の実施に関して遂げられた進歩に関して、西アジア経済社会委員会によって提供される情報を含め、第59回婦人の地位委員会に報告書を提出するよう、事務総長に要請する。

議事項目4(継続)

議長(フィリピン): 2014年3月14日(水)に開催された非公式会議で、委員会は、女性の地位に関する通報作業部会の報告書に留意し、委員会の報告書にその全体を含めることを決定した。

3月21日(金)午後 第17回会議

議事項目3(継続)

口頭による決定

議長の提案に基づき、委員会は、委員会に提出された、いくつかの文書に留意。

「女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の実施における課題と成果」に関する合意結論案の採択

委員会は、会議室で配布された非公式文書に含まれている通り、合意結論案を採択し、2013年9月20日の総会決議68/1に従って、経済社会理事会の2014年高官セグメントにこれを伝えることを決定。

合意結論案採択後のステートメント

リビア、エルサルヴァドル、イラン・イスラム共和国、アルゼンチン、米国、リベリア、ロシア連邦、スーダン、パキスタン、ブラジル、中国、フィンランド、ベラルーシ、ジブティ(アフリカ・グループを代表)、メキシコ、エジプト、カタール、マルタ、スリナム(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、コスタリカ(チリ、コロンビア、ドミニカ共和国、ペルーも代表)、南アフリカ、オーストラリア、ノルウェー、コロンビア、ホーリーシー、欧州連合

合意結論内容: 内閣府男女共同参画局のホームページを参照。

決議の採択

4. 女性・女兒・HIVとエイズ(E/CN.6/2014/L.5)---PBIなし

主提案国: マラウィ(南部アフリカ開発共同体を代表)

テキスト修正案: オランダ(アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、エルサルヴァドル、欧州連合、ドミニカ共和国、アイスランド、日本、メキシコ、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、米国、ウルグアイを代表)3つの修正案を提案

パラグラフ11の修正案の採択

³⁷ S/2003/529、付録。

³⁸ A/56/1026-S/2002/932、付録II、決議ぬ14/221。

議長(フィリピン)、パキスタン、マラウイ(南部アフリカ開発共同体を代表)のステートメントに続き、賛成 18 票、反対 15 票、棄権 3 票で、パラグラフ 11 の修正案を採択

パラグラフ 20 の修正案の採択

オランダ及びマラウイ(南部アフリカ開発共同体を代表)のステートメントに続き、賛成 20 票、反対 9 票、棄権 3 票でパラグラフ 20 の修正案を採択

パラグラフ 35 の修正案の採択

オランダ及びマラウイ(南部アフリカ開発共同体)のステートメントに続き、賛成 20 票、反対 13 票、棄権 3 票で、パラグラフ 35 の修正案を採択

票決前ステートメント: コモロ、ブルキナファソ、ウガンダ、中国、マラウイ、ブルンディ、ガボン、ケニアは、ステートメントを行い、修正された決議案の共同提案を撤回。パキスタン、ロシア連邦、イラン・イスラム共和国、タイもステートメント。

賛成 22 票、反対 0 票、棄権 16 票で決議を採択。

票決後ステートメント: パキスタン、ブラジル、スーダン、ジンバブエ、ホーリーシー

決議内容

婦人の地位委員会は、

「北京宣言と行動綱領」³⁹、「第 23 回特別総会」の成果文書⁴⁰、「国際人口・開発会議の行動計画」⁴¹及びそのさらなる実施のための重要な行動、2001 年の「HIV/エイズ・コミットメント宣言」⁴²、2006 年の「HIV/エイズ政治宣言」⁴³、2011 年の「HIV とエイズ政治宣言: HIV とエイズ根絶努力の強化」⁴⁴、「国連ミレニアム宣言」に含まれている HIV とエイズ関連の目標⁴⁵及び「ミレニアム開発目標」、特に 2015 年までに HIV の蔓延を止め、逆転させ始めるという加盟国の決意、並びに 2005 年「世界首脳会合」⁴⁶、「ミレニアム開発目標」に関する第 65 回総会ハイレベル会合⁴⁷、2013 年の「ミレニアム開発目標」達成に向けた努力をフォローアップする特別行事⁴⁸及び「国連持続可能な開発会議」⁴⁹を再確認し、

「責任の共有に関するアフリカ道程表」及び「アフリカのエイズ・結核・マラリア対応のための世界的連帯」を含め、各国政府、HIV 感染者、政治指導者と地域社会指導者、議員、地域・小地域団体、地域社会、家族、宗教団体、科学者、保健専門家、ドナー国、慈善コミュニティ、労働力、企業セクター、市民社会及びメディアによって HIV とエイズ対応のあらゆる側面に示されたリーダーシップとコミットメントを歓迎し、

HIV とエイズの感染者・発症者のための予防・治療・ケア・サポートが、この疫病をなくすための包括的取組に統合されなければならない効果的対応の相互に補強し合う要素であることを再確認し、HIV とエイズの状況で、人権の尊重・推進・保護・成就を確保する必要性を認め、

HIV 感染に対する女性と女兒の脆弱性を助長し、資源と所得を枯渇させ、そのための乏しい治療成果につながる不適切な食糧と栄養、所得喪失と増加する保健経費のための貧乏を助長することによってこの疫病の影響を悪化させ、現在及び未来の世代の生存を脅かす貧困を根絶する必要性も再確認し、

³⁹ 1995 年 9 月 4-15 日、北京、第 4 回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号 E.96.IV.13)、第 I 章、決議 I、付録 I 及び II。

⁴⁰ 総会決議 S-23/2、付録及び決議 S-23/3、付録。

⁴¹ 1994 年 9 月 5-13 日、カイロ、国際人口開発会議報告書(国連出版物、販売番号 E.95.XIII.18)、第 I 章、決議 I、付録。

⁴² 総会決議 S-26/2、付録。

⁴³ 総会決議 60/262、付録。

⁴⁴ 総会決議 65/277、付録。

⁴⁵ 総会決議 55/2 を参照。

⁴⁶ 総会決議 60/1 を参照。

⁴⁷ 総会決議 65/1 を参照。

⁴⁸ 総会決議 68/13 を参照。

⁴⁹ 総会決議 66/288 を参照。

有害な慣行を含めた女性と女兒に対する暴力が、HIV の蔓延を助長する要因の中にあることに懸念と共に留意し、キャンペーン「女性に対する暴力をなくすための団結」を含め、女性と女兒に対する暴力をなくすための国連システムの努力に感謝と共に留意し、

難民、国内避難民及び特に女性と子どもを含め、武力紛争、人道緊急事態及び自然災害によって不安定化される集団が、HIV 感染の高い危険にさらされていることを認め、

障碍を持つ女性と女兒が、特に法的・社会的・経済的不平等、性的暴力とジェンダーに基づく暴力、差別及び権利侵害の結果として、HIV に対する高い脆弱性に直面していることを懸念し、

世界的な HIV とエイズ流行が、女性と女兒に不相応な悪影響を及ぼし、ジェンダー不平等を助長し、15 歳から 19 歳までの若い人々の新たな HIV 感染の大多数が女兒の間に起こることも懸念し、女性と女兒が、HIV 感染者と発症者の世話と支援の不相応な重荷を担い、この流行病の結果、女性と女兒が貧困に対してより脆弱になることも懸念し、

女性と女兒が、特に若い年齢で、男性や男児よりも HIV に対して生理学的により脆弱であり、これが、女性、女兒及び思春期の若者に対する暴力、性的搾取と強制的な性関係、女性と男性との間の権力のダイナミクスにおける不均衡、貧困を含めた不平等な法的・経済的・社会的地位によって高まることを懸念し、

妊娠の間隔を空け、または制限したいと思っているが、任意の家族計画サービスや幅広い避妊法へのアクセスが限られているために、現在、効果的な避妊法を利用していない、若い女性を含めた HIV 感染女性がいることを深く懸念し、

HIV 感染率が、特に初等教育を修了していない若い既婚の女性の中で、初等教育を修了している若い人々よりも高いことも懸念し、

HIV 感染予防と HIV とエイズに感染し、発症している人々のための治療とケアとサポートのための性と生殖に関する健康ケア・サービスを含めた保健資源への女性と思春期の少女の不平等なアクセスをさらに懸念し、

ジェネリック薬の合法的取引を制限するものを含め、規制、政策、慣行が、低・中所得国での料金が手頃な HIV 治療とその他の医薬品へのアクセスを厳しく制限するかも知れないことに懸念と共に留意し、特に国内法、規制政策、供給網管理を通して、改善することができることを認め、料金が手頃な製品に対する障害の削減が、日和見感染と同時感染を含め、料金が手頃で質の高い HIV 予防製品、診断、医薬品及び治療製品へのアクセスを拡大するために、探求できることに留意し、

女性と女兒に破壊的規模とインパクトを持つ HIV の流行が、「ミレニアム開発目標」とあらゆる分野、あらゆるレベルのポスト 2015 年開発アジェンダを含め、すべての国際的に合意された開発目標にわたる緊急行動を必要とする貧困によって、しばしば、悪化していることを強調し、

ジェンダー平等と女性と女兒の政治的・社会的・経済的エンパワーメントが、その HIV に対する脆弱性の削減における基本的要素であり、情報、予防プログラム及び治療へのアクセスを高めること及び HIV 関連の汚名、差別及び暴力の撤廃が、すべて HIV とエイズをなくすことに向けた努力の基本であることも強調し、

HIV 流行に対処する際に遂げられたかなりの進歩にもかかわらず、多くの国々が 2010 年までに達成するものと決められた、女性と女兒に関連するものを含め、2001 年と 2006 年の「HIV 宣言」でなされ誓約を果たすことができないでいることに懸念を抱いて留意し、この点で、これら公約を達成し、2011 年の「HIV/エイズ政治宣言」で概説されている 2015 年の目標に応えることに向けた進歩を加速する努力を継続する必要性を強調し、

1. 各国政府が市民社会と民間セクターを含めた関連行為者に支援されて、2001 年の「HIV/エイズ・コミットメント宣言」³⁶、2006 年の「HIV/エイズ政治宣言」³⁷、2011 年の「HIV/エイズ政治宣言: HIV

とエイズをなくす努力の強化」³⁸、「北京行動綱領」⁵⁰及び「国際人口・開発会議行動計画」³⁵に含まれているエイズのない世界の夢の実現に向けた公約の実施における国内努力と国際協力を強化する必要性を再確認する。

2. 包括的な HIV 予防プログラム、治療、ケア及びサポートへの普遍的アクセスを達成するという公約及び HIV 蔓延を 2015 年までに止め、逆転させ始めるという決意も再確認し、これら目標に応えることに向けた努力をかなり規模拡大する緊急性を強調し、この点で、「ミレニアム開発目標」の達成に向けた進歩のレビューとポスト 2015 年の開発枠組の策定を楽しみに待つ。

3. 「国際人口・開発会議行動計画」及び「ミレニアム開発目標 5」に述べられているように、妊産婦死亡を削減し、妊産婦保健を改善し、子どもの死亡を削減し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進し、HIV とエイズと闘い、極度の貧困と飢餓を撲滅することを目的とする「国連ミレニアム宣言」³⁹に含まれている目標を含め、国際的に合意された開発目標を達成する戦略に、この目標の統合を含む、2015 年までに生殖に関する健康への普遍的アクセスを達成するという公約をさらに再確認する。

4. 国内 HIV とエイズ対応で、ジェンダー平等と公正に対処するという政治的・財政的公約をかなり強化し、調整し、HIV に感染し、発症している者を含め、女性と女児の特別なニーズに対応することにより、国内のジェンダー対応において HIV に対処する必要性を強調し、2011 年の「HIV/エイズ政治宣言」並びに「北京行動綱領」及び「国際人口・開発会議行動計画」及びこれらのさらなる実施のための重要な行動に沿って、この疫病のジェンダーの側面をその国内政策、戦略及び予算に効果的に反映させるよう、各国政府に要請する。

5. 女性と女児のエンパワーメントのための機能的環境を醸成し、HIV 感染から身を守ることができるようにするために、すべての人権と基本的自由の完全享受を保護・推進し、教育、性と生殖に関する健康を含めた保健、社会保護プログラム、国民登録及びその他の国籍証明書、財産と相続への権利へのアクセスを通してこの疫病の影響を緩和し、雇用と所得創出政策と戦略、ディーセント・ワーク、政治参画及びあらゆるレベルの意思決定を通して女性の経済的自立を強化するに必要なすべての措置を取るよう、各国政府に要請する。

6. 国内 HIV 戦略とプログラムが、包括的に、脆弱なグループ及び疫学上の証拠が、HIV 感染の比較的高い危険にさらされていることを示している集団の女性と女児を対象にすることを保障し、HIV サービスが、女性と女児に対してアクセスできるものであり、非差別的であり、料金が手頃であることを保障する措置を取る各国政府とその他の関連利害関係者にとっての必要性を強調する。

7. HIV 予防、治療、ケア及びサポートにアクセスし、脆弱な状況にある孤児である子どもたちを含め、HIV とエイズに感染し、発症している人々を世話する際に、高齢女性が直面している課題に対処するよう、各国政府及びその他の関連利害関係者に要請する。

8. 性暴力・ジェンダーに基づく暴力の防止と継続する抗レトロウィルス治療の提供を含め、武力紛争と紛争後、人道緊急事態及び自然災害の状況での HIV に対する女性と女児の脆弱性に対処する努力を規模拡大するよう各国政府及びその他の関連利害関係者を奨励する。

9. HIV とエイズ対応の不可欠の部分として、予防・治療・ケア・サポートへの平等なアクセスを確保し、障害を持つ女性と女児が直面する HIV に対する高い脆弱性に対処するようにも、各国政府及びその他の関連利害関係者に要請する。

10. HIV とエイズ及び性と生殖に関する健康及びその国内開発計画への包摂との間の政策とプログラムの関連性と調整を強化する必要性及び HIV 流行と闘い、それが集団に与えるインパクトを緩和するために必要な戦略として、存在するところでは貧困削減戦略とセクター全体にわたる取組を含めた社会的・経済的平等を目的とする、さらなる影響力を持つさらに関連性のある対費用効果の高い介入という結果ともなるジェンダーに基づく政策を立案する必要性を強調する。

⁵⁰ 1995 年 9 月 4-15 日、北京、第 4 回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号 E.96.IV.13)、第 I 章、決議 I、付録 II。

11. 主として性と生殖に関する健康を含めた保健ケア・サービスの提供を通して、HIV 感染から身を守る女性と思春期の少女の能力を高め、危険な行為を減らすことの重要性も認め、禁欲と貞淑、正しい首尾一貫したコンドームの利用及び文化的にジェンダーに配慮した枠組み内での男女間の平等を含め、責任ある性行動を奨励しつつ、疫学上及び国内の状況を考慮に入れる効果的な HIV 予防教育を通して、HIV 予防・治療・ケア・サポートを統合し、任意のカウンセリングとテストを含むイニシアティブを強化するよう、各国政府に要請する。

12. サヴァイヴァー及びケア提供者、特に母子家庭または子どもが家長である家庭の子ども及び高齢者への資金、支援、施設の提供を増やすことにより、男女双方によるケア提供のバランスのとれた共有を促進するために、HIV とエイズに感染し、または発症している人々にケアまたは支援を提供し、学校または雇用を止めざるを得ない女性と女兒が直面する状況に対処するよう各国政府及びその他の関連利害関係者に要請する。

13. HIV/エイズ流行の結果として、その多くが孤児である子どもが家長を務める家庭の子どもの権利が保護され、そのような家庭の家長が、すべての子どもの権利を完全に享受できることを保障し、子どもが家長である家庭の子ども、特に女兒が、その通学の継続を保障するために必要な支援を受けることを保障するよう各国政府に要請する。

14. 家族またはケア提供者の死亡または病気の結果として、最悪の形態の子ども労働を含め、子どもも労働に強制されるかも知れない子どもと若い人々、特に女兒が直面する状況に対処し、ジェンダーに基づく暴力、性的虐待、商業的性的搾取を含めた性的搾取、人身取引及び労働搾取を含めた暴力からこれら子どもと若い人々を保護するよう、各国政府及びその他の関連利害関係者に要請する。

15. HIV とエイズに感染しまたは発症している女性と女兒に予防・治療・ケア・サポートを提供することを目的とする政策とプログラムに、特に家族と地域社会に基づく取組を統合する措置を取ること。

16. 供給が適切で安全であることを保障し、安全で効果的なマイクロビサイドを含め、継続中の調査を推進するために、HIV 及びその他の性感染症の予防プログラムの状況で、男性用・女性用コンドーム、暴露後の予防法及び適用できる場合には暴露前の予防法を含め、安全で効果的な予防商品のアクセスでき、料金が手頃な調達を確保するよう各国政府に要請する。

17. 日和見感染と同時感染の治療のみならず、料金が手頃で、効果的な HIV 予防・治療製品、診断、薬剤と商品及びその他の薬品を提供する低・中所得国の能力を制限する障害を、可能ならば、2015 年までに除去し、以下を最大限に活用できるように、それぞれの政府が適切と思うように国内法と規則を改正することにより、生涯にわたる慢性的ケアに関連する経費を削減することにコミットすること：

(a)特に薬剤へのアクセスと取引を推進することに向けられた「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」の下での既存の柔軟性の完全な利用及びより効果的なエイズ対応に貢献する知的所有権体制の重要性を認めつつ、貿易協定の知的所有権規定が、「TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言」⁵¹で確認されたように、これら既存の柔軟性を損なうことがないことを保障し、2005 年 12 月 6 日の決定で世界貿易機関総会で採択された「TRIPS 協定」の第 31 条の改正の早期受諾を要請すること⁵²。

(b)生涯にわたる慢性的ケアに関連する経費を削減する手助けをするために、薬剤の合法的取引に対する障害を生み出すことを避けるようなやり方で、知的所有権を施行するための措置と手続きを適用するようすべての国々を奨励することにより、ジェネリック競争を推進することにより、料金が手頃な HIV 治療へのアクセスを妨げる障害、規則、政策及び慣行に対処し、そのような措置と手続きの乱用に対する保証を提供すること

(c)治療経費を削減する手助けをし、特に子どものための HIV 薬とポイント・オブ・ケアの診断を含め、新しい HIV 治療の処方を開発するために、「医薬品特許プール」のような機関を通して、すべての開発途上国に利益を与えるパートナーシップ、階層型の価格、オープン・ソースの特許及び特許プールのよ

⁵¹ 世界棒会苦機関、文書 WT/MIN(01)DEC/2。http://docsonline/wto.org より閲覧可能。

⁵² 世界貿易機関、文書 WT/L/641 を参照。http://docsonline.wto.org より閲覧可能。

うな新しいメカニズムの、適宜、任意の利用を奨励すること。

18. 女性性器切除、子ども結婚、早期・強制結婚、ドメスティック・ヴァイオレンス、職場での暴力、言葉の上及び身体的虐待、婚姻内強姦を含めた強姦及びその他の形態の性的暴力、及び強制的な性活動、女性と子どもの人身取引のような有害な慣行を含めた女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の原因と結果を防止し、撤廃し、対処するための法的・政策的・行政的及びその他の措置を強化し、女性に対する暴力と HIV との間の関連性が、国内 HIV とエイズ対応の不可欠の部分として対処されることを保障かるよう、各国政府に要請する。

19. 子ども結婚、早期・強制結婚及び婚姻内強姦から女性と女兒を保護する法律の透明性があり、効果的な施行と矯正メカニズムへのアクセスを制度化し、確保するようにも、まだこれを行っていない各国政府に要請する。

20. 「国際人口・開発会議行動計画」、「北京宣言と行動綱領」及びそのさらなる実施のための重要な行動に従って、日和見感染と同時感染及びその他の HIV 関連の状態を含め、漸進的で持続可能なように、あらゆる場で、あらゆる人々のための治療へのアクセス及び性と生殖に関する健康及び生殖に関する権利を含め、人権を完全に保護して、臨床・実験室テストと暴露後の予防法へのアクセスを含め、抗レトロウィルス治療の効果的利用と遵守を優先し、拡大するよう各国政府にさらに要請する。

21. HIV、性感染症、妊産婦保健及び家族計画のための女性と女兒にとって料金が手頃で、質の高い、安全で、効果的な薬と関連する医薬品と物品へのアクセスを推進し、年齢・性・障害・地理的地位・婚姻状態・ケアの継続別に分類された治療に関するデータを収集するよう、各国政府に要請する。

22. 生涯を通して、差別なく、すべての人々、特に HIV とエイズに感染しまたは発症している女性と女兒のために、保健ケア、安全な飲用水と安全な公衆衛生(下水処理)、栄養、食糧の安全保障、HIV 予防プログラムを含めた教育プログラム及び社会保護計画への平等で公正なアクセスを推進し、提供するよう、各国政府に要請する。

23. HIV とエイズ・プログラムを求め、アクセスする際に、特に女性と女兒の HIV 関連の汚名の否定的影響を強調し、国内政策と法律を強化し、固定的な性別役割分担意識、汚名を着せること、差別的態度及びジェンダー不平等と闘うことを通して、HIV とエイズに関連して、女性と女兒に対するあらゆる形態の汚名と差別を撤廃する努力を強化し、この点で、男性と男児の積極的かわりを奨励するよう各国政府に要請し、HIV とエイズに感染し、発症している人々の尊厳、権利及びプライバシーを確保するために、HIV 関連の汚名と差別を撤廃するために立案された政策とプログラムを開発・実施する必要性を強調する。

24. 女性と女兒が暴力から身を守るために権限を付与されるべきであり、この点で、女性が、強制や差別や暴力を受けることなく、自分の性と生殖に関する健康を含めた性(セクシュアリティ)に関連する事柄について、自由に責任をもって管理し、決定する権利を有することを強調する。

25. HIV 対応において、女性と女兒、特に最も脆弱で危険にさらされている女性と女兒の特別なニーズに対処するプログラムを優先し、この疫病の状況で女性と女兒の人権を推進・保護するために立案された国内 HIV とエイズ・プログラムに特に提供される資金において、HIV とエイズが女性と女兒に与える影響に釣り合った資金が利用できることを保障する措置を取り、その財政的脆弱性と HIV に暴露される危険を減らすことを含め、女性のための経済的機会を推進し、特に「HIV/エイズ・コミットメント宣言」と 2006 年と 2011 年の「HIV/エイズ政治宣言」に述べられているジェンダー関連の目標を達成するようすべての各国政府、国際ドナー社会及び関連する国連システムの機関に要請する。

26. HIV とエイズ・プログラム開発と実施のために、女性団体の能力開発を支援し、地域レベル・サーヴィスへの資金の流れを促進する資金提供手続と要件を合理化するよう各国政府、ドナー社会及び国連システムの関連機関に要請する。

27. 機密の任意のカウンセリングとテスト及び母子垂直感染を含め、HIV 予防、治療、ケア及びサポ

ートを、結核と家族計画、妊産婦保健、不妊と子宮頸癌を引き起こす感染症を含めた性感染症の予防と治療のような性と生殖に関する健康ケア・サービスを含めたその他のプライマリー・ヘルスケア・サービスに統合するよう各国政府に要請し、HIV 感染女性と女兒のニーズに応じて、ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジに向けて努力するよう各国政府を奨励する。

28. 女性と女兒に権限を与え、男性・男児をかかわらせ、組合せ予防の推進と効果的实施を確保し、女性と女兒の状況に緊急の優先的注意を払う措置を通して HIV 感染を予防する支援を提供するよう、国連エイズ合同計画とそのスポンサー、2 国間・多国間ドナー及び政府間機関と NGO を奨励する。

29. 政策、企画、監視及び評価を含め、性別・年齢別指標を含むその HIV とエイズ関連の活動を通して、ジェンダーと人権の視点を主流化し、女性と女兒の特別なニーズに対処するために、プログラムと政策が開発され、適切に資金提供されることを保障するよう、国連エイズ合同計画事務局及びスポンサー、及び HIV とエイズ流行に対応しているその他の国連機関、基金、計画並びにエイズ・結核・マラリアと闘うための世界基金及びその他の国際団体に要請する。

30. 性別・年齢別・障害別・婚姻状態別・地理位置別データの収集を通して、包括的で時宜を得た情報の作成と普及を可能にし、ジェンダー不平等と HIV とエイズとの間の重要な重なり合いに対処する必要性について意識を啓発するために、「3つのもの」の原則の状況で、国内の監視・評価メカニズムを継続して支援するよう国連を奨励し、世界エイズ対応進捗報告システムのために関連指標に関して報告するよう、加盟国を奨励する。

31. HIV 感染女性から生まれた HIV 陰性の子どもは、それでも高い罹病率・死亡率の危険にさらされているので、こういった子どもへのサービス提供に重点を置いたプログラムを設置する必要性を考慮に入れつつ、ケアの地点での診断へのアクセスを通じた幼児の HIV 診断を改善する戦略を開発し、実施し、日和見感染の予防と治療へのアクセスをかなり高め、改善し、小児から成人の治療・関連支援・サービスへの円滑な移行を推進している各国政府、国連エイズ合同計画及びその他の国連専門機関、基金、計画の重要性を強調する。

32. 国内 HIV とエイズ・プログラムが、女性、女兒及び思春期の若者の特別なニーズと脆弱性により良く対応できることを保障するために、女性グループと HIV 感染女性のネットワークを含め、広範な国内行為者を動員し、支援するために、国連エイズ合同計画とそのパートナーが主催する「女性とエイズ世界連合」とのパートナーシップで活動するよう加盟国を奨励する。

33. 「2015 年までに子どもの間の新規 HIV 感染を撤廃し、母親を生かし続けることに向けた世界計画」を歓迎し、事務総長の「どの女性も、どの子どもも」イニシヤティブ、並びに妊産婦、新生児、5 歳未満の子どもの死亡数の削減に貢献する国内・地域・国際イニシヤティブに留意し、HIV の垂直母子感染をなくし、2015 年までに HIV 関連の妊産婦死亡を 50%削減するために立案された家族計画、妊産婦・子どもも保健プログラムと統合された HIV 予防、治療プログラムへのアクセスを急速に規模拡大し、そのようなプログラムに女性と共に参加するよう男性を奨励し、そのようなプログラムにアクセスする際に、女性と女兒が直面する障害に対処し、家族のためのケアとサポートを含め、妊娠後の母親のための維持される治療とケアを提供するよう、各国政府に要請する。

34. 女性の新規 HIV 感染の大多数が、婚姻または長期的関係の中で起こることに懸念を表明し、若い男性を含めた男性に、安全で非強制的で責任ある性と生殖に関する行為を採用し、HIV 及びその他の性感染症の感染を防止する効果的方法を用いるよう奨励し、これができるようにする、意識啓発プログラムを含めたプログラムの立案と実施を奨励する。

35. その HIV 感染と生殖に関する不健康に対する脆弱性を減らすために必要な生活技術を発達させることができるように、行動変容に必要なサービスのみならず、情報を得た意思決定、情報、及び危険削減スキルを築き、自尊心を発達させ、尊重し合う関係を推進する子ども、思春期の若者、青少年、地域社会、教育者、保健ケア提供者のかかわりを得て、両親と法的後見人からの適切な指示とガイダンスを得て、発達する能力に従って、すべての思春期の若者と青少年のための完全かつ正確な情報に基づいて、人間の性(セクシュアリティ)のための包括的で証拠に基づく教育を含め、同輩教育と青少年に特化し

た HIV 予防教育を含めた情報と教育への若い男女のアクセスを確保する際に、各国政府の重要性を強調する。

36. HIV 感染を防止し、減らし、HIV とエイズ及び仕事の世界に関する国際労働機関勧告第 200 号に沿って、職場における暴力、差別、ハラスメントを防止し、禁止する行動の確保を含め、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを確保することにより、その影響を緩和し、雇用プログラム及びサービスを通し、特に青少年のための職業訓練において、HIV とエイズに関する新しい情報の提供を促進する職場内及び職場を通じた措置を取るよう各国政府、雇用者団体、労働者団体及び適宜、その他の関連利害関係者に要請する。

37. HIV 及びその他の性感染症のための予防プログラムの状況で、安全で効果的な予防商品のアクセスでき、料金が手頃な調達を確保し、国内的にも外部的にも資金提供を推進し、女性用コンドーム、マイクロビサイド及びワクチンの利用を含めた HIV 及びその他の性感染症を予防する女性が管理する料金が手頃で、安全で、効果的な方法につながる行動主導の調査及び HIV を含めた性感染症から身を守るように女性に権限を与える戦略に関する調査及び様々な年齢の女性のためのケア・サポート・治療のための方法を促進し、ジェンダー平等の意味合いが、新しい予防方法の調査、実施及び評価の重要な構成要素であり、新しい予防方法が、女性と女兒の権利を保護し、支援する HIV 予防の包括的取組の一部であることを保障するのみならず、そのような調査のあらゆる側面への女性の関わりを推進するよう、各国政府及びその他のすべての関連行為者を奨励する。

38. ジェンダーの視点の推進を含め、すべての側面での HIV とエイズの問題に対処する際に、HIV 感染者、若い人々及び市民社会行為者、特に女性団体の参画と重要な貢献を継続して推進し、汚名や差別と闘うための機能的環境の醸成のみならず、HIV とエイズ・プログラムの立案、企画、実施及び評価への女性の完全なかかわりと参画とリーダーシップを推進するよう各国政府に要請する。

39. 2015 年までに予防、治療、ケア及びサポートへの普遍的アクセスを達成するための中核的メカニズムである「エイズ・結核・マラリアと闘うための世界基金」に現在までになされた寄付を歓迎し、「世界基金」を維持するためにさらなる寄付を要請し、「基金」に寄付するよう民間セクターを奨励するようすべての国々に要請する。

40. 包括的な HIV とエイズ予防、治療、ケア及びサポート及び HIV とエイズの影響緩和の企画に利用されるべきこの疫病の牽引力と影響力の評価を提供する国の権限と能力を築くことの重要性を強調する。

41. 料金が手頃な抗レトロウィルス薬、診断及び結核及びその他の日和見感染を治療する薬、保健制度の強化と信頼できる配布・提供システムを含めた医療職員の訓練、強力なジェネリック薬政策の実施、一括購入、価格を下げるための製薬会社との交渉、適切な資金調達システム、特にアフリカの被害が最も大きい地域で、この疫病が国内の開発利益を厳しく後退させているところで、国内法と国際協定に従った地方での製造と輸入慣行の奨励を提供する努力を含め、特に女性と女兒に関して、HIV/エイズに対する国内努力の支援を強化するよう、各国政府、国際社会、国連システムの関連機関、基金、計画、及び政府間機関と NGO に要請する。

42. 増額された国際開発援助を通して、HIV とエイズ流行との闘い、特に世界中の女性と女兒のニーズに対処するために増額した国内資金をコミットしている開発途上国、特にアフリカ、その中でも特にサハラ以南アフリカの HIV とエイズの流行に最も悪影響を受けている国々、及びカリブ海と HIV の発生が増えている地域と国々の努力を補い、補足するよう国際社会に要請する。

43. HIV とエイズに感染し、発症している女性と女兒の状況を含め、HIV という疫病に対処する大胆な夢がポスト 2015 年の開発アジェンダの策定で相当に配慮されることを勧告する。

44. 本決議が、女性と女兒の福利に与える影響を評価する目的で、「北京宣言と行動綱領」、「国際人口・開発会議行動計画」及び「HIV とエイズに関する政治宣言」に従って、加盟国、国連システムの団体と機関及び NGO によって提供される情報を利用して、女性・女兒・HIV とエイズに関連して取られた促進された行動を強調して、本決議の実施に関して、第 60 回婦人の地位委員会に報告書を提出するよう事

務総長に要請する。

議事項目 6: 第 59 回委員会の暫定アジェンダ

委員会は文書 E/CN.6/2014/L.2 に含まれている議事項目を検討し、第 59 回会期の暫定議事を承認。

第 59 回婦人地位委員会暫定アジェンダと公式文書(E/CN.6/2014/L.2)

1. 役員選出
2. アジェンダとその他の組織上の問題の採択

文書: 婦人の地位委員会の注釈付暫定アジェンダと作業組織案

3. 第 4 回世界女性会議と「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する「第 23 回特別総会」のフォローアップ

(a) 重大問題領域とさらなる行動とイニシャティヴの中の戦略目標と行動の実施: 「北京宣言と行動綱領」及び「第 23 回特別総会」成果文書の実施の見直しと評価(経済社会理事会決議 2013/18 に従って)

文書

「北京宣言と行動綱領」及び「第 23 回特別総会」成果文書の実施の見直しと評価に関する事務総長報告書

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)事務局長報告書

(b) 新たな問題、傾向及び女性の状況または女性と男性との間の平等に影響を及ぼす問題への新たな取組

(c) ジェンダー主流化、状況及びプログラムの問題

文書

事務総長報告書:

---優先テーマに特に重点を置いて、国の政策とプログラムの開発、実施及び評価におけるジェンダーの視点の主流化における進歩

---パレスチナ女性の状況と支援

女性に対する暴力撤廃行動支援国連信託基金の活動に関する国連ウィメン報告書

女子差別撤廃委員会の関連会期の成果を伝える事務局メモ

4. 女性の地位に関する通報

文書: 女性の地位に関する機密の通報とそれに対する回答のリストを伝える事務総長メモ

5. 経済社会理事会の決議と決定のフォローアップ

文書: 婦人の地位委員会議長に宛てた経済社会理事会理事長からの書簡

6. 第 60 回委員会の暫定アジェンダ

7. 第 59 回委員会報告書の採択

議事項目 7: 第 58 回委員会報告書の採択

副議長兼報告者(スーダン)が文書 E/CN.6/2014/L.1 に含まれている第 58 回委員会報告書案を紹介
委員会は第 58 回会期の報告書案を採択し、その完成を報告者に委託

報告書案(E/CN.6/2014/L.1)

報告者: Mohamed Elbabi(スーダン)

会期組織

A. 開会と会期期間

1. 婦人の地位委員会は、2013 年 3 月 15 日ト 2014 年 3 月 10 日から 21 日まで、国連本部でその第 58 回会期を開催した。委員会は、____の会議(第 1 回会議から第 ____ 回会議)を開催した。
2. 会期は、委員会副議長 Neli Shiolashvili(グルジア)によって開会された。
3. 3 月 10 日の第 2 回会議で、その選出に続いて、議長 Libran Cabactulan(フィリピン)がステートメントを行った。
4. 同会議で、事務長が委員会に向けて演説した。
5. 同じく同会議で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)の事務次長・事務局長、及び女子差別撤廃委員会議長もステートメントを行った。
6. 3 月 11 日の第 5 回会議で、委員会は、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者及び女性の地位 NGO 委員会議長によるステートメントを聴いた。
7. 3 月 12 日の第 6 回会議で、経済社会理事会理事長 Martin Sajdik(オーストリア)が、委員会に宛てて演説した。

B. 出席

8. 会期には、____ か国の委員国代表が出席した。その他の国連加盟国、非加盟国、国連システムの団体、政府間機関、NGO 及びその他の団体のオブザーヴァーも出席した。

C. 委員会役員

9. 経済社会理事会決議 1987/21 のパラグラフ 2 に従って、役員は 2 年間の任期で委員会ビューローに選出された。以下の役員は、第 58 回・59 回会期のビューローをと務めるために、2013 年 3 月 15 日ト 2014 年 3 月 10 日の第 1 回・第 2 回会議で選出された⁵³:

議長

Libran Cabactulan(フィリピン)

副議長:

Carlos Enrique Garcia Gonzalez(エルサルヴァドル)

Neli Shiolashvili(グルジア)

Christine Loew(スイス)

⁵³ 以下の役員は、第 58 回委員会のためにのみ選出された: 2013 年 3 月 15 日の第 1 回会議で、Neli Shiolashvili(グルジア)、2014 年 3 月 10 日の第 2 回会議で、Libran Cabactulan(フィリピン)。

副議長兼報告者

Mohmed Elbahi(スーダン)

D. アジェンダと作業組織

10. 2014年3月10日の第2回会議で、文書 E/CN.6/2014/1 に含まれているアジェンダを採択したるそのアジェンダは以下のようになっている:

1. 役員選出

2. アジェンダの採択とその他の組織上の問題

3. 第4回世界女性会議と「女性 2000年: 21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会のフォローアップ

(a) 重大問題領域とさらなる行動とイニシアティブの戦略目標と行動の実施

(i) 優先テーマ: 女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」実施における課題と成果

(ii) 見直しテーマ: 完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの推進を含めた教育・訓練・科学・技術への女性と女兒のアクセスと参画

(b) 新たな問題、傾向及び女性の状況または女性と男性との間の平等に影響を及ぼす問題への新たな取組: 女性の生産資源へのアクセス

(c) ジェンダー主流化、状況及びプログラムの問題

4. 女性の地位に関する通報

5. 経済社会理事会の決議と決定のフォローアップ

6. 第59回委員会の暫定アジェンダ

7. 第58回委員会報告書の採択

11. 同会議で委員会は、文書 E/CN.6/2014/L.1/Add.1 に含まれている通り、その作業組織を承認した。

E. 女性の地位に関する通報作業部会の委員の任命

12. 経済社会理事会決議 1983/27 に従って、委員会は、女性の地位に関する通報を検討するための作業部会を設立した。経済社会理事会決議 2009/16 に従って、その地域グループにより指名された以下の5名の委員が、第58回・59回会期のための作業部会に任免された:

Mustafizur Rahman(バングラデシュ)

Bruno Santos de Oliveira(ブラジル)

Nora Furman(イスラエル)

Galina Khvan(ロシア連邦)

Bernadette Ntaba Kadyamusuma(ジンバブエ)

F. 公式文書

13. 第58回委員会に提出された公式文書のリストは、www.unwomen.org/en/esw/csw58-2014/official-documents より閲覧できる。

第 59 回会期役員を選出

第 59 回委員会副議長に Pille Kester(エストニア)を選出。アジア太平洋地域指名の議長の選出は後日に延期。

第 58 回会期の閉会

議長(フィリピン)閉会の言葉を述べ、第 58 回委員会閉会を宣す

閉会ステートメント

オランダ(欧州連合を代表)、米国、**日本**、マレーシア、リビア、エルサルヴァドル、イラン・イスラム共和国、アルゼンチン、リビア、ロシア連邦、スーダン、パキスタン、ブラジル、中国、フィンランド、ベラルーシ、ジブティ(アフリカ・グループを代表)、メキシコ、エジプト、カタール、マルタ、スリナム(カリブ海共同体を代表)、コスタリカ(チリ、ドミニカ共和国、コロンビア、ペルーも代表)、南アフリカ、オーストラリア、ノルウェー、コロンビア、ドミニカ共和国、ウルグアイ、ペルー、アイスランド、パラグアイ、パキスタン、マラウイ(南部アフリカ開発共同体を代表)、コモロ、ブルキナファソ、ウガンダ、寝ブルンディ、ガボン、ケニア、タイ

以 上